

第5次千葉県DV防止・被害者支援基本計画 施策進行管理票										※施策番号,43,48,67,73,88,97,125は同施策のなかで異なる事業を行っているため計157となっている。				資料2	
基本目標	施策の方向	施策の内容	施策番号	再掲(親施策コード)	事業名	事業担当課	令和6年度					令和7年度			
							事業の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	決算額(千円)	事業の実施結果・事業の効果	実施結果の自己評価	今後の方向性・検討課題(R4年度～R6年度の実施結果を踏まえて)	事業の実施予定	当初予算額(千円)
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	①	1	多様な広報媒体を活用した効果的な広報啓発の充実	児童家庭課(DV対策班)	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せて、DV防止啓発リーフレット等の作成、配布を行う。児童虐待防止についても併せて啓発する。	4,240	4,240	4,240	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せて、DV防止啓発リーフレット等を作成し、配布を行った。児童虐待防止についても併せて啓発を行った。	A	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、通年で、女性支援・DV防止啓発リーフレット等の啓発物を作成・配布するとともに、児童虐待防止部門と連携した広報啓発を実施していく。また、SNS等多様な広報媒体を活用した効果的な広報を実施していく。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、通年で、女性支援・DV防止啓発リーフレット等の作成、配布を行う。児童虐待防止についても併せて啓発する。	3,740
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	①	2	DV防止キャンペーンの充実	児童家庭課(DV対策班)	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せて、DV防止啓発リーフレット等の作成、配布を行う。児童虐待防止についても併せて啓発する。また、困難女性支援に関する広報を実施していく。	601	93	92	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せて、DV防止啓発リーフレット、人権啓発用ビニール袋等を作成し、5,000部を配布した。児童虐待防止についても併せて啓発を行った。	A	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、通年で女性支援・DV防止啓発リーフレット等の啓発物を作成・配布するとともに、児童虐待防止部門と連携した広報啓発を実施していく。また、困難な問題を抱える女性支援に関する広報を実施していく。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に通年で、女性支援・DV防止啓発リーフレット等の作成、配布を行う。児童虐待防止についても併せて啓発する。また、困難女性支援に関する広報を実施していく。	528
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	①	3	多様な広報媒体を活用した効果的な広報啓発の充実 DV防止キャンペーンの充実	児童家庭課(対策室)	今後は、子育て世代や高校生・大学生などが利用する媒体はインターネットやSNS等が中心となっていることから、インターネットやSNS等を用いて効果的な周知を図っていく。特に、SNSや動画等などは閲覧回数、再生回数などで実績を把握しやすいことから積極的に拡充していく。引き続き、児童虐待とDVは関連性が高いことから、一体的な周知に取り組む。	36,115	36,115	36,067	児童虐待防止とDV防止に関する啓発物品を作成・配布したほか、SNS上で広報啓発動画・広告を表示した。DVに関する広報啓発動画・広告の合計表示回数は約2520万回となり、多くの県民にDV防止の啓発、相談窓口の周知を行うことができた。	A	啓発物品やSNS上の広告等、様々な媒体で広報啓発を実施し、表示回数等の実績は示されているものの、効果測定としては不十分であるため、より具体的な効果測定を図っていくこととしたい。	より具体的な効果測定に取り組み、児童虐待・DV防止の基本的知識・窓口の周知に向けて事業の修正を図っていく。引き続き、インターネットやSNSを活用して効果的な周知を図り、また児童虐待とDVは関連性が高いことから、一体的な周知に取り組む。	36,115
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	①	4	子育て家庭への暴力防止の啓発の推進	児童家庭課(DV対策班)	児童虐待・DV防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。	36,013	36,013	36,013	児童虐待・DV防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布した。パンフレットの作成にあたっては、内容の拡充を図った。	A	DV被害の早期の気づきと相談へのつながりをより一層促進するため、児童虐待・DV防止啓発パンフレットの内容を適宜検討していく。	児童虐待・DV防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。	36,013
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	①	5	DV防止セミナーの充実	児童家庭課(DV対策班)	県民に向けた、DV防止セミナーをオンラインを活用し、年2回の開催する。	520	467	234	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せてオンラインで県民向けセミナーを1回開催した。千葉県公式セミナーチャンネルで配信(11月12日～12月3日まで) テーマ「教えて、「デートDV」のコト～伝えよう自分の気持ち～」(再生回数133回)	C	再生回数が少ないため、県民への広報を工夫して、視聴者を増やす。	県民に向けた、DV防止セミナーをオンラインを活用し年2回の開催とする。SNS等を利用して広報を実施する。	520
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	①	6	加害者を生まないための対策	男女共同参画センター	男性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	4,421	4,421	4,301	男性のための一般相談685件、及びカウンセリング98件を実施した。内DV関連件数は一般相談で67件、カウンセリングで49件だった。	B	女性のための総合相談に比べ実施日が不足していることから、R5年度に電話相談、R6年度にカウンセリング実施日の拡充を図った。今後はR6年度と同様の体制で実施する。	男性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	5,112
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	①	7	加害者を生まないための対策	男女共同参画センター	女性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	16,857	17,128	16,886	女性のための一般相談は5358件、カウンセリング346件、法律相談(月1回)28件、こころの相談(月1回)20件を実施した。内DV関連相談は、一般相談で783件、カウンセリングで182件、法律相談27件、こころの相談で12件だった。	B	R4～R6年度のDV相談割合は一般相談で13%～15%であった。引き続き、総合相談窓口として潜在的DV相談に対応する。	女性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	19,632
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	①	8	インターネットを活用した広報啓発の実施	児童家庭課(DV対策班)	インターネットやSNSなどを活用し、DVについての知識がない方や、加害・被害の自覚がない方へ向けて幅広い広報啓発を実施していく。	36,013	36,013	36,013	インターネットやSNSなどを活用し、DVについての知識や関心がない方や、加害・被害の自覚がない方へ向けて幅広い広報啓発を行った。	A	効果的な広報啓発を実施するよう、適宜インターネットやSNSの活用方法について検討していく。	引き続き、インターネットやSNSなどを活用し、DVについての知識がない方や、加害・被害の自覚がない方へ向けて幅広い広報啓発を実施していく。	36,013
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	①	9	人権啓発の推進	健康福祉政策課	講演会や職員向けの研修会の実施、リーフレットやポスター等の作成・配布、人権をテーマとする研修会への講師派遣、人権啓発DVDの貸出などにより、広報・啓発を実施する。	5,347	3,950	2,380	【講演会の実施】子どもの人権をテーマに、職場や地域において、人権啓発の指導的な立場にある者を対象とした研修を令和6年11月19日に実施した(参加者数:40人)。子どもの人権をテーマに、県内行政職員及び教育職員を対象とした研修を令和7年2月1日から2月28日までオンラインで実施した(オンライン参加者数:370人)。【資料の作成・配付】人権相談窓口案内リーフレット(3,000部)及び人権啓発案内冊子(3,000部)を企業、学校等に配布し、人権啓発を行った。【講師派遣】企業等が主催する、人権をテーマとした研修会等に対して、講師を派遣し、人権啓発を支援した(実績:23件、参加者数:5,282人)。【DVDの貸出】企業、学校等に対して、人権をテーマとしたDVD作品の貸出を行い、人権啓発を支援した(実績:39件、利用者数:5,054人)。	B	アンケートや報告書等を集計・分析し、より効果的な人権啓発活動を検討し、講演会の実施等を通じて、人権啓発を推進し、人権意識の向上を図っていく。	講演会や職員向けの研修会の実施、リーフレットやポスター等の作成・配布、人権をテーマとする研修会への講師派遣、人権啓発DVDの貸出などにより、広報・啓発を実施する。	5,319
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	①	10	「犯罪被害者等相談窓口」に係る広報啓発活動の推進	くらし安全推進課	各相談窓口をまとめたリーフレット、ポスターを作成し、市町村や関係機関等に配布して相談窓口の広報啓発を推進する。	428	428	277	リーフレット15,000部、ポスター1,120部を作成し、県・市町村、県警、学校、ワンストップ支援センター等の関係機関・団体に対し配布した。	B	被害直後から必要な機関、支援につなげることができるよう、相談先の認知度を高めていく必要がある。引き続き、相談分野ごとに区分けして掲載した相談窓口のリーフレットやポスターを作成し、広報啓発を推進する。	各相談窓口をまとめたリーフレット、ポスターを作成し、市町村や関係機関等に配布して相談窓口の広報啓発を推進する。	428
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	②	11	DV相談窓口の周知徹底及び積極的な情報提供	児童家庭課(DV対策班)	DV等相談カードの常時設置(市町村の窓口、県機関、金融機関等)及びDV等相談ステッカーの配布を行う。	4,240	4,240	4,240	DV等相談カードの常時設置(県内市町村・運転免許センター・地域振興事務所・健康福祉センター・児童相談所等の県機関、郵便局、金融機関等、計約7,434箇所)及びDV相談ステッカーの配布(県内市町村・運転免許センター・地域振興事務所・健康福祉センター・児童相談所等の県機関等、約6,483枚)を行った。また、DV被害者は女性のみでないこと、外国籍の被害者も多いため、男性用の相談カード、やさしい日本語で書かれたカードも作成し配布を行った。加えて、令和6年度は、4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行になったことで、DVに限らず、日常生活や社会生活を円滑に営む上で生じる様々な困難を抱える女性が相談可能な窓口に関する情報についても併せて周知した。	A	早期に相談につながり、必要な支援へと結びつくよう、DV等相談カードの常時設置を通じて、DVやDVや困難な問題を抱える女性のための相談窓口の周知を図る。	DV等相談カードの常時設置(市町村の窓口、県機関、金融機関等)を行う。	3,740

基本目標	施策の方向	施策の内容	施策番号	再掲(親施策コード)	事業名	事業担当課	令和6年度					令和7年度			
							事業の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	決算額(千円)	事業の実施結果・事業の効果	実施結果の自己評価	今後の方向性・検討課題(R4年度-R6年度の実施結果を踏まえて)	事業の実施予定	当初予算額(千円)
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	②	12	外国人のDV被害者に対する支援	児童家庭課(DV対策班)	日本に居住する外国人に向けて、適切な広報啓発を行っていく。	0	0	0	外国人向けのDV防止啓発リーフレットについて、健康福祉センター、市町村等に配布しているが、追加での配布依頼はなかった。	B	引き続き、外国人向けのDV防止啓発リーフレットを支援機関に配置することにより、外国人向け情報提供を行う。	日本に居住する外国人に向けて、適切な広報啓発を行っていく。	0
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	②	13	外国人のDV被害者に対する支援	(警)人身安全対策課	外国語で作成したDV被害者向けリーフレットを県警ホームページに掲載するほか、同リーフレットを活用し、相談に来着した外国人のDV被害者への適切な対応を図る。	0	0	0	各種法令や警察の措置、被害防止対策等を外国語(8言語)で記載したDV被害者向けのリーフレットを県警ホームページに掲載しているほか、相談を受理した際は被害者と同リーフレットを配布するなどして、被害者が意思決定するための支援を行った。	B	引き続き、リーフレットを活用し、保護命令制度の告示等を実施し、被害者の保護対策に万全を期していく。	外国語で作成したDV被害者向けリーフレットを県警ホームページに掲載するほか、同リーフレットを活用し、相談に来着した外国人のDV被害者への適切な対応を図る。	0
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	②	14	男性向け相談窓口の周知	男女共同参画センター	県のホームページや周知用カード・ステッカーの配布等を通じて男性向け相談窓口の周知に努める。	0	0	0	情報誌、利用案内に相談窓口の案内を掲載し、各健康福祉センター、各児童相談所、市町村DV担当課あてに送付し、男性の相談窓口に関する周知を図った。 また、X(旧Twitter)による広報を行った。	B	周知カードについて、毎年度複数の市町村から追加配布希望があることから、引き続き配布することとする。また、県ホームページ・Xによる周知を実施する。	県ホームページ・Xや周知用カード・ステッカーの配布等を通じて男性向け相談窓口の周知する。	0
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	②	15	DV被害者の自立に向けた理解の促進	児童家庭課(DV対策班)	企業・団体等に対して、県ホームページや周知用カード・ステッカーの配布等を通じ、DVに対する正しい理解を促し、DV被害者の自立に向けて適切な対応が行われるよう情報提供を行う。	0	0	0	県ホームページに、DV被害者支援に関する情報や「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のDV防止キャンペーンなどのイベント情報の掲載、周知用カードの配布により、周知を図った。	B	引き続き、県ホームページや周知用カードの配布等を通じ相談窓口の周知を図る。	県のホームページや周知用カード配布等を通じ相談窓口の周知に努める。	0
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	③	16	企業・団体等と連携した広報啓発	児童家庭課(DV対策班) 多様性社会推進課	千葉県男女共同参画推進連携会議を通じてDV防止に関する広報啓発を行う。	0	0	0	千葉県男女共同参画推進連携会議加入団体が行っているDVに関する法律相談の案内を、当課で発行している「ちば男女共同参画情報マガジン」(メルマガ)に掲載し、連携会議でメルマガについてのチラシを配布した。	B	メルマガからXへと移行するなど、手法を変えて広報を行う。より多くの方々に触れる媒体のため広く周知を行う。	県と千葉県男女共同参画推進連携会議との共催事業である男女共同参画シンポジウムを通じ、DV防止に関するチラシの配布を行う。	0 3,952
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	④	17	保健・医療機関に対する広報啓発	児童家庭課(DV対策班)	県内の医師会や歯科医師会を通じて、DV相談カードの常時設置やDV相談ステッカーの配布を行う。被害者は女性に限らないことに留意し、男性被害者や外国籍被害者へのカード及びステッカーも併せて作成・配布する。	4,240	4,240	4,240	県内の医師会や歯科医師会を通じて、DV等相談カードの常時設置やDV等相談ステッカーの作成・配布を行った。	A	引き続き、県内の医師会や歯科医師会を通じて、DV等相談カードの常時設置等により、DV相談窓口等に関する情報提供等への協力について、働きかけていく。	県内の医師会や歯科医師会を通じて、DV等相談カードの常時設置を行う。被害者は女性に限らないことに留意し、男性被害者や外国籍被害者へのカードも併せて作成・配布する。	3,740
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	④	18	教育機関等に対する意識啓発	児童家庭課(DV対策班)	デートDV予防セミナーについて、学校職員対象の研修や会議等で周知を図り、教育機関に向けた広報啓発につなげていく。	0	0	0	学校職員を対象とした会議等でデートDV予防セミナーについて周知を図り、教育機関に向けた広報啓発につなげた。	B	引き続き、デートDV予防セミナーについて、学校職員を対象とした会議等で説明を行う等し、教育機関に向けた広報啓発につなげていく。	デートDV予防セミナーについて、学校職員対象の会議等で説明を行う等して、教育機関に向けた広報啓発につなげていく。	0
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	④	19	民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対する広報啓発	児童家庭課(DV対策班)	民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対してパンフレットを送付し、周知を図る。	0	0	0	民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対してパンフレットを送付し、周知を図った。	B	引き続き、パンフレットの送付等により、民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対して周知を図る。	民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対してパンフレットを送付し、周知を図る。	0
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	④	20	通報等への適切な対応	女性サポートセンター	DVの通報等があった場合に、必要により警察や児童相談所等と連携して適切に対応するとともに、通報者の氏名等の取扱いに十分注意する。	0	0	0	DVの通報等には、必要により警察や児童相談所等と連携した。その際、通報者の氏名など個人情報の取扱いには十分配慮した。	B	今後も引き続き、DV通報、児童虐待通告の際には個人情報の取り扱いには十分に注意し、警察や児童相談所等関係機関との連携を図る。	DVの通報等があった場合に、必要により警察や児童相談所等と連携して適切に対応するとともに、通報者の氏名等の取扱いに十分注意する。	0
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	1	⑤	21	情報モラル教育の充実	(教)学習指導課	学校の教育活動全体を通して、情報モラルに関する指導に取り組んでいく。	0	0	0	主にSNS等で、個人情報の発信において、容易にできることへの注意点を体験等によって得られた。発信した文・画像・動画がデジタルタトゥーという消えないものとして残る危険性があることを教育活動全体を通して学ぶ機会を設けた。	B	今後も情報の利便性とその背後にある危険性についての情報モラル教育の推進が必要となる。各種研修会等を通じて、情報モラル教育に重要性を伝えていく必要がある。	学校の教育活動全体を通して、情報モラルに関する指導に取り組んでいく。新任教頭研修会や道徳教育推進教師研修会を中心に、情報モラル教育の重要性や各種資料を共有していく。	0
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	2	①	22	学校における人権教育の推進	(教)児童生徒安全課	学校人権教育研究協議会の中で、DVIに関する今日的な課題等を取り上げるとともに、各種人権課題について参加体験型の研修を開催していく。	337	180	180	学校人権教育研究協議会においては、DVIに関する今日的課題である児童虐待、ヤングケアラー、子どもの権利に関する内容を取り上げ、早期発見・早期対応への理解を深めるとともに、児童生徒への指導・啓発の在り方について図ることができた。	B	学校人権教育研究協議会においては、生命の安全教育(デートDVを含む)に関する内容を取り上げ、児童生徒が性暴力の被害者、加害者、傍観者にならないようするための、具体的な指導方法について協議する。	学校人権教育研究協議会においては、DVIに関する今日的課題について、参加体験型の研修を開催していく。	341
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	2	①	23	学校における人権教育の推進	(教)児童生徒安全課	今日的課題について、2次元コードを掲載することで、より幅広い情報を得られるようにする。県内すべての、幼稚園、小中学校、義務教育学校、高等学校の全職員に配付し、人権教育の一層の充実や教職員向け研修での活用を図る。	520	0	0	学校人権教育指導資料集には、DVIに関する今日的課題である児童虐待、ヤングケアラー、子どもの権利に関する啓発資料等を盛り込んだ。また、「それって『愛』なの？若者のためのDV予防セミナー」に関する情報も掲載した。本資料は、県内すべての幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校の全職員に配付され、各学校において人権教育の充実や教職員向け研修に活用された。その活用状況についての回答は、100%であった。	B	学校人権教育指導資料集には、児童虐待、ヤングケアラー、子どもの権利など、DVIに関する今日的課題に関する資料を継続して掲載するとともに、各学校における人権尊重に関する授業や環境づくりの実践事例を紹介する。	学校人権教育指導資料集には、DVIに関する今日的課題について、2次元コードを掲載することで、より幅広い情報を得られるようにする。県内すべての、幼稚園、小中学校、義務教育学校、高等学校の全職員にデータ配付し、人権教育の一層の充実や教職員向け研修での活用を図る。	0

基本目標	施策の方向	施策の内容	施策番号	再掲(親施策コード)	事業名	事業担当課	令和6年度				令和7年度				
							事業の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	決算額(千円)	事業の実施結果・事業の効果	実施結果の自己評価	今後の方向性・検討課題(R4年度-R6年度の実施結果を踏まえて)	事業の実施予定	当初予算額(千円)
I	DVを許さない社会に向けた啓発教育の推進	2	①	24	学校における人権教育の推進	(教)児童生徒安全課	県内の公立学校においてのちを大切にすることを大切にするキャンペーンを実施し、児童の生きる力や自分と他者の命を大切にすることを育むとともにいじめや暴力行為(児童虐待、ドメスティック・バイオレンスを含む)等の人権侵害は許されない行為であるという意識を高める取組を行う。	0	0	0	県内の公立学校において、「いのちを大切にすることを大切にするキャンペーン」を実施した。この取組を通じて、児童の生きる力や、自分自身および他者の命を大切にすることを育むとともに、いじめや暴力行為(児童虐待やドメスティック・バイオレンスを含む)などの人権侵害は許されない行為であるという意識を高めることに効果があった。	B	「いのちを大切にすることを大切にするキャンペーン」は、いじめ防止啓発強化月間の取組として位置づけ、多くの学校がいじめをテーマに取り組むよう、各種会議や研修を通じて周知に努める。また、「SOSの出し方に関する教育」については、県独自の資料等を活用し、キャンペーン期間中の4月中に必ず実施することに加え、適切な時期にも実施するよう、各学校へ依頼していく。	県内の公立学校において「いのちを大切にすることを大切にするキャンペーン」を実施し、児童の生きる力や、自分自身および他者の命を大切にすることを育むとともに、いじめや暴力行為(児童虐待、ドメスティック・バイオレンスを含む)などの人権侵害は許されない行為であるという意識を高める。	0
I	DVを許さない社会に向けた啓発教育の推進	2	②	25	学校における道徳教育の推進	(教)学習指導課	令和6年度は、令和5年度に道徳教育推進校として指定した全校種(幼・小・中・高・特支)17校において、道徳教育全体に係る実践研究を継続して実施していく。授業公開を行い、近隣の学校と研究成果を共有する。	3,115	2,997	2,230	幼稚園1校、小学校5校、中学校5校、高等学校5校、特別支援学校1校の計17校を、新たに道徳教育推進校に指定し、道徳教育全体に係る実践研究を1年間実施した。指定2年目となり、各指定校は授業公開を行い、近隣の学校と研究成果を共有した。加えて、大学教授等の有識者を招いて千葉県道徳懇談会を実施し、県の道徳教育の方向性等に対する意見をいただいた。	A	来年度は、新規校の指定となる。そのため、新たな指定校が研究を進めていくために、今までの実践研究をより周知していきたい。また、年度当初より、本事業の趣旨を明確にしたり、すべての指定校を訪問し、研究に対する指導助言を行っていくことがよりよい研究につながるかと考える。	令和7年度は、新規校(幼・小・中・高・特支)17校において、道徳教育全体に係る実践研究を新たに実施していく。来年度の公開研究会や実践事例の作成に向けて、校内研修会で講師を依頼したり、先進校の取り組みの視察をしたりしながら、研究を推進する。	3,115
I	DVを許さない社会に向けた啓発教育の推進	2	②	26	学校における道徳教育の推進	(教)学習指導課	大学の先生を講師として、中学校、高等学校及び特別支援学校の道徳教育推進教師を対象に研修会を実施する。	60	60	60	大学の教員を講師として、中学校、高等学校及び特別支援学校の道徳教育推進教師を対象に研修会を実施した。道徳推進教師の役割や授業でのポイント等を確認できた。	B	eラーニングの形式で実施したため、参加者同士の情報交換や協議の場を持てなかったことが課題である。加えて、開催時期が年度の後半だったため、年度当初から役割を明確にして校内の道徳教育を推進していくことが難しい状況があった。	大学の先生を講師として、小学校、高等学校及び特別支援学校の道徳教育推進教師を対象に研修会を実施する。義務教育では、研修回数を2回とし、年度当初に道徳教育推進教師の役割を明確にできるようにする。	60
I	DVを許さない社会に向けた啓発教育の推進	2	②	27	学校における道徳教育の推進	(教)学習指導課	令和6年度は計画をしていない。(令和3年度のみ実施)				令和6年度は実施していない。		令和4, 5, 6年度は実施していない。	令和7年度は計画をしていない。(令和3年度のみ実施)	
I	DVを許さない社会に向けた啓発教育の推進	2	②	28	学校における道徳教育の推進	(教)学習指導課	令和6年度は計画をしていない。				令和6年度は実施していない。		令和4, 5, 6年度は実施していない。	令和7年度は計画をしていない。	
I	DVを許さない社会に向けた啓発教育の推進	2	②	29	学校における道徳教育の推進	(教)児童生徒安全課	県内の公立高校において、マナーキャンペーンを実施し、思いやりの心を持って一人一人がマナーを大切にし、その学校の一員として、規範を遵守する意識や態度を身に付ける取組を行う。	0	0	0	県内の公立高校において、マナーキャンペーンを実施した。思いやりの心を持って一人一人がマナーを大切にし、規範を遵守する意識や態度を身に付ける効果があった。	B	今後も学校間や家庭、地域、関係公共機関等との連携を通じた効果的な取組を目指す。	県内の公立高校において、マナーキャンペーンを実施し、思いやりの心を持って一人一人がマナーを大切にし、その学校の一員として、規範を遵守する意識や態度を身に付ける取組を行う。	0
I	DVを許さない社会に向けた啓発教育の推進	2	③	30	DV予防セミナーの実施	児童家庭課(DV対策班)	高等学校を中心に若者のためのDV予防セミナーを開催する(65回実施予定)。大学や児童福祉施設に入所している高校生世代にも働きかける。	2,170	2,100	2,080	若者が自分自身の問題としてDVについて考え、将来にわたり「互いに尊重できるパートナーシップのあり方」を学ぶことを目的とし、セミナーを開催した。60校(高校49校、特別支援学校4校、高等専門学校1校、大学5校、児童福祉施設1施設)にて、65回実施。受講者からは、「対等な対人関係を築くことの大切さに気づいた」等の感想を多く寄せられ、DV予防教育へと繋げることができた。□	A	各年度において、目標値である年間60回を上回り開催することができた。DV予防教育の必要性が認識され、定期的に申込みされる学校も複数ある。未実施校においても開催していただけるよう、教職員を対象とした研修や会議等を通じて、引き続き周知を図っていく。	高等学校を中心に若者のためのDV予防セミナーを開催する(59回予定)。高等学校等に加え、大学や児童福祉施設に入所している高校生世代に向けても働きかけ、予防教育の推進を図る。	2,120
I	DVを許さない社会に向けた啓発教育の推進	2	③	31	デートDV相談カード等啓発資料の配布	児童家庭課(DV対策班)	デートDV相談カードを高校1年生に配布する。	4,240	4,240	4,240	デートDV相談カードを高校1年生に配布した。	A	デートDV相談カードの内容について、必要に応じて見直しをしていく。	デートDV相談カードを高校1年生に配布する。	3,740
I	DVを許さない社会に向けた啓発教育の推進	2	③	32	デートDV相談カード等啓発資料の配布	児童家庭課(DV対策班)	デートDV防止啓発リーフレットを高校3年生に配布する。				デートDV防止啓発リーフレットを高校3年生に配布した。	A	デートDV防止啓発リーフレットの内容について、必要に応じて見直しをしていく。	デートDV防止啓発リーフレットを高校3年生に配布する。	
I	DVを許さない社会に向けた啓発教育の推進	2	③	33	大学と連携した広報啓発の実施	児童家庭課(DV対策班)	高等学校を中心に若者のためのDV予防セミナーを開催する(65回実施予定)。大学や児童福祉施設に入所している高校生世代にも働きかける。	2170	2100	2080	若者が自分自身の問題としてDVについて考え、将来にわたり「互いに尊重できるパートナーシップのあり方」を学ぶことを目的とし、セミナーを開催した。60校(高校49校、特別支援学校4校、高等専門学校1校、大学5校、児童福祉施設1施設)にて、65回実施。受講者からは、「対等な対人関係を築くことの大切さに気づいた」等の感想を多く寄せられ、DV予防教育へと繋げることができた。□	A	各年度において、目標値である年間60回を上回り開催することができた。DV予防教育の必要性が認識され、定期的に申込みされる学校も複数ある。未実施校においても開催していただけるよう、教職員を対象とした研修や会議等を通じて、引き続き周知を図っていく。	高等学校を中心に若者のためのDV予防セミナーを開催する(59回予定)。高等学校等に加え、大学や児童福祉施設に入所している高校生世代に向けても働きかけ、予防教育の推進を図る。	2120
I	DVを許さない社会に向けた啓発教育の推進	2	③	34	家庭に向けた啓発の推進	児童家庭課(DV対策班)	児童虐待・DV防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。	36013	36013	36013	児童虐待・DV防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布した。パンフレットの作成にあたっては、内容の拡充を図った。	A	DV被害の早期の気づきと相談へのつながりをより一層促進するため、児童虐待・DV防止啓発パンフレットの内容を適宜検討していく。	児童虐待・DV防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。	36013
I	DVを許さない社会に向けた啓発教育の推進	2	③	35	家庭に向けた啓発の推進	男女共同参画センター	男女共同参画地域推進員の活動等を通して、家庭における暴力防止の啓発を行う。	0	0	0	地域推進員及び市町村と連携し、地域推進員事業として1地域で事業を開催した。○南房総地域推進員事業 中学校出前セミナー「生徒とともに身近な男女共同参画を考える」 南房総市立嶺南中学校 参加者167人	B	地域推進員や市町村からの希望があれば、当該テーマの講演会や研修会を実施する。	中学校での寸劇事業の実施及び、当該テーマによる地域推進員研修会の実施を予定している。	0
I	DVを許さない社会に向けた啓発教育の推進	2	④	36	教育機関等の職員に対する研修の充実	児童家庭課(DV対策班)	学校職員等に対するDV・児童虐待対応研修について、未受講の学校職員等にも必要な知識を習得してもらうため、今後もオンラインによる研修を開催する。	198	198	120	学校職員等に対するDV・児童虐待対応研修をオンラインで2回実施した。(参加者合計242名)	A	日頃から子どもと接する機会が多い学校職員等を対象にDV及び児童虐待についての理解を深める研修を実施し、早期発見、対応、支援の充実を図る。	学校職員等に対するDV・児童虐待対応研修について、未受講の学校職員等にも必要な知識を習得してもらうため、今後もオンラインによる研修を開催する。	198
I	DVを許さない社会に向けた啓発教育の推進	2	④	37	教育機関等の職員に対する研修の充実	児童家庭課(対策室)	○専門家派遣の活用実績がない市町村へ具体的な活用方法がわかりやすくなるように活用事例も併せて周知する。 ○引き続き、DV防止部門と児童虐待防止部門での連携した研修を実施していく。 ○国の動向や全国の児童虐待による死亡事例検証からの教訓を研修に反映させていく。 ○令和6年度も同内容の研修を複数回開催することで、参加者の分散化を図り、専門家の派遣はオンラインによる派遣も可能としています。各市町村の利用ニーズに応じて柔軟に対応を検討していく。	5,774	5,774	1,644	○市町村要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議)に対して医師、弁護士、大学教授等の専門家派遣を実施した。 ○市町村職員や学校職員、医療機関職員などの関係機関向けの研修を実施することにより、効果的な連携体制の構築に向けた支援を行った。	A	オンライン開催のみでは、参加者同士のグループワークが行えないことや参加者の反応がわかりにくいため講義のやりづらさが生じ、参加者の理解促進(他参加者の意見交換により知識がより充実)には不十分であると課題が考えられた。	○専門家派遣の活用実績がない市町村へ具体的な活用方法がわかりやすくなるように活用事例も併せて周知する。 ○引き続き、DV防止部門と児童虐待防止部門での連携した研修を実施していく。 ○国の動向や全国の児童虐待による死亡事例検証からの教訓を研修に反映させていく。 ○令和7年度も同内容の研修を複数回開催することで、参加者の分散化を図り、専門家の派遣はオンラインによる派遣も可能としています。各市町村の利用ニーズに応じて柔軟に対応を検討していく。	5,774

基本目標	施策の方向	施策の内容	施策番号	再掲(親施策コード)	事業名	事業担当課	令和6年度					令和7年度			
							事業の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	決算額(千円)	事業の実施結果・事業の効果	実施結果の自己評価	今後の方向性・検討課題(R4年度-R6年度の実施結果を踏まえて)	事業の実施予定	当初予算額(千円)
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	①	38	多様なケースに応じた相談への対応	女性サポートセンター	女性弁護士による法律相談(月2回)、女性精神科医による心とからだの健康相談(月1回)を実施する。	999	682	676	令和6年度は女性弁護士による法律相談および女性精神科医による心とからだの健康相談は、それぞれ42件、0件であった。	B	法律相談を必要とする相談者に支援が届くよう、周知、相談につなげる。	女性弁護士による法律相談(月2回)を実施する。	682
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	①	39	多様なケースに応じた相談への対応	女性サポートセンター	外国人に対して、必要に応じて、派遣による通訳で対応するとともに、市町村等と連携して、支援の充実を図る。	220	220	0	外国籍等で日本語の疎通に困難がある場合には、派遣による通訳を活用し、市町村等との連携によって、支援の充実を図ることとした。通訳機器等の利用等もあり、令和6年度の通訳派遣は0件であった。	B	通訳で対応できる言語が限定されているため、対応可能な言語を増やし、通訳機器等も利用しながらできるだけ母国語で相談できる環境を目指す。	外国人に対して、必要に応じて、派遣による通訳で対応するとともに、市町村等と連携して、支援の充実を図る。	220
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	①	40	高齢者・障害者への配慮	女性サポートセンター	高齢者や障害のあるDV被害者に対しては、本人の生活環境などに配慮した適切な対応ができるよう関係機関との連携を図る。	0	0	0	高齢者や障害のあるDV被害者の相談においては、状況やニーズを把握し、それに応じて対応可能な相談機関につなげた。	B	関係機関と連携をさらに密にし、高齢者や障害者の方の状況やニーズに即した相談機関、福祉サービスにつなげる。	高齢者や障害のあるDV被害者に対しては、本人の生活環境などに配慮した適切な対応ができるよう関係機関との連携を図る。	0
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	①	41	男性のための総合相談の実施	男女共同参画センター	男性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	4421	4421	4301	男性のための一般相談685件、及びカウンセリング98件を実施した。内DV関連件数は一般相談で67件、カウンセリングで49件だった。	B	女性のための総合相談に比べ実施日が不足していることから、R5年度に電話相談、R6年度にカウンセリング実施日の拡充を図った。今後はR6年度と同様の体制で実施する。	男性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	5112
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	①	42	LGBTsへの配慮	児童家庭課(DV対策班)	0	0	0	LGBTsに関する研修等に参加し、相談事業に関わる職員側の意識啓発を行い、偏見や差別などのバイアスをかけずに支援できるよう職員の専門性向上を図った。	B	今後も偏見や差別などのバイアスをかけずに支援できるよう、研修受講によりさらに職員の専門性向上を図っていく。	偏見や差別などのバイアスをかけずに支援できるよう、研修受講により職員の専門性向上を図る。	0	
						女性サポートセンター	0	0	0					0	
						男女共同参画センター	0	0	0					0	
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	①	43-①	専門的研修及びスーパービジョン体制の整備	児童家庭課(DV対策班)	0	0	0	実践に必要な知識技術を身につけていくためにスーパーバイザーからの助言・指導を受けられる体制づくりを目指す。	B	外部の専門家によるスーパーバイズを受け、男女共同参画の視点やトラウマケア、女性支援の手法を多角的に考える有意義な機会になっている。引き続き、スーパーバイザーからの助言・指導を受けられるよう体制を維持する。	実践に必要な知識技術を身につけていくためにスーパーバイザーからの助言・指導を受けられる体制づくりを目指す。	0	
						女性サポートセンター	0	0	0					0	
						男女共同参画センター	0	0	0					0	
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	①	43-②	専門的研修及びスーパービジョン体制の整備	児童家庭課(DV対策班)	0	0	0	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を図るため、相談事例の対応方法について外部の専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施及び参加する。	B	開催に係る周知において、連携する関係機関・相談員へ情報が伝達されるよう、連絡会議等においてもスーパービジョン開催の周知を図る。連携する関係機関の相談員等の資質の向上を図るため、相談事例の対応方法について外部の専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを今後も実施及び参加する。	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を図るため、相談事例の対応方法について外部の専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを今後も実施及び参加する。	0	
						女性サポートセンター	0	0	0					0	
						男女共同参画センター	378	377	376					378	
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	②	44	女性サポートセンターの中核的機能の強化	女性サポートセンター	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図る。	330	265	210	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催(課長級1回オンライン開催、担当者級2回対面開催)し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図った。	B	配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催にあたっては、参加機関のニーズを把握しながら、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図る。	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図る。	330
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	②	45	女性サポートセンターの中核的機能の強化	女性サポートセンター	要望に応じて、DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。	0	0	0	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を実施した。官公庁関係:6回 講師派遣:5市、2団体	B	要望に応じて、DV職務関係者の研修、市町村等への講師派遣を積極的にを行い、担当職員の資質向上を支援していく。	要望に応じて、DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。	0
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	②	46	情報提供の充実	児童家庭課(DV対策班)	被害者の状況に応じて、必要な情報提供ができるよう、相談員等に対し、周知研修等への積極的な参加を促す。(内閣府主催の研修等)	0	0	0	内閣府主催の「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」について、県内の配属センター及び各市町村女性支援・DV対策担当職員に周知した。	B	より多くの関係者がオンライン研修を受講できるよう周知する。	被害者の状況に応じて、適切な支援を行うため、相談員等に対し、研修等への積極的な参加を促す。(内閣府主催の研修等)	0
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	②	47	自立支援講座の実施	男女共同参画センター	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。	312	348	256	DV被害者を対象にした自立支援講座を計5回実施した。延べ参加者33名	B	非公開・少人数制の講座であり申込人数は少ないが、支援者・同じ経験をした当事者同士の交流の場となる貴重な機会であることから、引き続き実施する。	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。	312
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	③	48-①	相談・通報への迅速かつ適切な対応	(警)人身安全対策課	警察相談や110番通報等によりDV事案を認知した場合は、被害者の一時避難の支援、携帯用緊急通報装置の貸与、防犯指導等を行うほか、加害者の検挙や指導警告を行うなど、DVによるさらなる被害の発生を防止するなどの措置を講じる。 ・一時避難措置費用 ・携帯用緊急通報装置貸借	1,091	0	899	警察相談や110番通報等によりDV事案を認知した際、加害者の検挙又は指導警告を速やかに実施するとともに、被害者の一時避難への支援や携帯用緊急通報装置の貸与等の保護対策を推進した。 ・一時避難措置費用の公費負担 4件11名(令和6年度中) ・携帯用緊急通報システム貸借 142件(令和6年中)	B	引き続き、DV被害者からの援助の申出には適切な措置を講じて、DV被害防止対策を推進していく。	警察相談や110番通報等によりDV事案を認知した場合は、被害者の一時避難の支援、携帯用緊急通報装置の貸与、防犯指導等を行うほか、加害者の検挙や指導警告を行うなど、DVによるさらなる被害の発生を防止するなどの措置を講じる。 ・一時避難措置費用 ・携帯用緊急通報装置貸借	1,251
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	③	48-②	相談・通報への迅速かつ適切な対応	(警)人身安全対策課	警察相談や110番通報等によりDV事案を認知した場合は、被害者の一時避難の支援、携帯用緊急通報装置の貸与、防犯指導等を行うほか、加害者の検挙や指導警告を行うなど、DVによるさらなる被害の発生を防止するなどの措置を講じる。 ・DV被害者向けリーフレット印刷製本	95	0	94	DV被害者向けリーフレットを活用して保護命令制度や警察が執り得る措置、防犯指導等について教示し、被害防止対策を推進した。 ・DV被害者向けリーフレット印刷製本 7100部(令和6年度中)	B	引き続き、DV被害者からの援助の申出には適切な措置を講じて、DV被害防止対策を推進していく。	警察相談や110番通報等によりDV事案を認知した場合は、被害者の一時避難の支援、携帯用緊急通報装置の貸与、防犯指導等を行うほか、加害者の検挙や指導警告を行うなど、DVによるさらなる被害の発生を防止するなどの措置を講じる。 ・DV被害者向けリーフレット印刷製本	47

基本目標	施策の方向	施策の内容	施策番号	再掲(親施策コード)	事業名	事業担当課	令和6年度					令和7年度			
							事業の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	決算額(千円)	事業の実施結果・事業の効果	実施結果の自己評価	今後の方向性・検討課題(R4年度-R6年度の実施結果を踏まえて)	事業の実施予定	当初予算額(千円)
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	㊸	49	援助の申出に対する適切な対応	(警)人身安全対策課	DV法改正に伴う改正点の周知徹底と広報啓発を図るとともに、DV被害者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行う。	0	0	0	DV被害者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、避難その他の措置を教示するほか、住所又は居所を知られないようにする、被害防止交渉を円滑に行うための必要な措置をとるなど、必要な援助を行った。	B	引き続き、DV被害者からの援助の申出には適切な措置を講じて、DV被害防止対策を推進するとともに、DV法改正に伴う周知徹底と広報啓発を図る必要がある。	DV法改正に伴う改正点の周知徹底と広報啓発を図るとともに、DV被害者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行う。	0
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	㊸	50	相談しやすい環境の整備	(警)警務課 広報県民課	相談業務相互支援ネットワークのリーフレットを作成し、各種相談窓口の広報啓発活動を推進する。(作成予定部数:13,300部)	44	0	44	相談業務相互支援ネットワークのリーフレットを13,300部作成し、各種広報啓発活動時にリーフレットを配布するなど、相談窓口の広報活動を推進した。	B	相談者の心情に配慮した相談しやすい環境の整備に努める。 相談業務相互支援ネットワークのリーフレット作成事業を継続し、各種相談窓口の広報啓発活動を推進する。	相談業務相互支援ネットワークのリーフレットを作成し、各種相談窓口の広報活動を推進する。(作成予定部数:12,000枚)	40
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	3	㊹	51	苦情処理制度の周知、適切な運用	多様性社会推進課 児童家庭課(DV対策班)	「千葉県男女共同参画苦情処理委員制度」の周知を図り、苦情処理を行う。	179	179	24	弁護士1人を苦情処理委員として設置し、DV関係を含む男女共同参画に関する県の施策等に係る苦情申出に対応できる体制を維持した。なお、令和6年度の苦情申出は0件だった。	B	引き続き、苦情処理委員を設置するとともに、DV関係を含む男女共同参画に関する県の施策等に係る苦情申出に対応できる体制をとり、苦情申出があった際には、迅速に対応を行う。	「千葉県男女共同参画苦情処理委員制度」の体制維持を図り、苦情処理を行う。	179
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	㊺	52	緊急時における移動手段、避難場所の確保	女性サポートセンター	地域の実情に合わせた支援体制の強化や市町村で行っている緊急避難支援の活用が図られるよう、市町村に対し働きかけを行う。	0	0	0	市町村との会議や日頃の連携の機会、また一時保護依頼等具体的な事案を通して、支援体制の強化や緊急避難支援の活用について確認し、DV被害者のニーズに即した支援が受けられるよう働きかけを行った。	B	継続的に市町村に働きかけを行い、地域の実情に合わせた支援体制の強化、緊急避難支援の活用が図られるようにする。	地域の実情に合わせた支援体制の強化や市町村で行っている緊急避難支援の活用が図られるよう、市町村に対し働きかけを行う。	0
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	㊺	53	緊急時における移動手段、避難場所の確保	女性サポートセンター	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。	330	265	210	県内を6ブロックに分けたDV被害者等支援連絡会議を実施し、地域別に市町村や警察等DV被害者支援を行う機関と情報交換、意見交換の機会を持ち、連携体制の強化を図った。また地域での連絡会議に招へいされた場合には参加し、連携体制の強化を図った。	B	DV被害者等支援連絡会議を実施し、地域別に市町村や警察等DV被害者支援を行う機関と情報交換、意見交換の機会を持ち、さらに連携体制の強化を図る。地域で開催される連絡会議にも積極的に参加する。	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。	330
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	㊻	54	多様なケースに応じた一時保護	女性サポートセンター	DV被害者の状況に応じた適切な一時保護を実施する。	23,233	22,348	21,060	DV被害者の状況に応じた適切な一時保護を実施した。	B	引き続きDV被害者の状況に応じた適切な一時保護を実施する。	DV被害者の状況に応じた適切な一時保護を実施する。	24,558
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	㊻	55	医学的ケア・心理学的ケアの充実	女性サポートセンター	内科小児科、精神科嘱託医による健康相談、看護師によるケア、心理担当職員によるカウンセリングを実施する。	0	0	0	内科小児科、精神科嘱託医による健康相談、看護師によるケア、心理担当職員によるカウンセリングを実施した。	B	内科小児科、精神科嘱託医による健康相談を拡充し、看護師によるケアを祝日もできるようにする等検討していく。心理担当職員によるカウンセリングについて、低年齢の同伴児も適切に受けられるよう工夫していく必要がある。	内科小児科、精神科嘱託医による健康相談、看護師によるケア、心理担当職員によるカウンセリングを実施する。	0
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	㊼	56	ケースワーカーによる同行支援の実施	女性サポートセンター	入所中には、DV被害者一人ひとりの状況に応じて、医療機関や裁判所、ハローワーク等への同行支援を実施する。	0	0	0	入所中には、DV被害者一人ひとりの状況に応じて、医療機関や裁判所、ハローワーク等への同行支援を実施した。	B	DV被害者一人ひとりの状況に応じて、医療機関や裁判所、ハローワーク等への同行支援をより適切に実施するために、市町村等関係機関と連携して実施していく必要がある。	入所中には、DV被害者一人ひとりの状況に応じて、医療機関や裁判所、ハローワークやマザーズハローワーク等への同行支援を実施する。	0
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	㊼	57	一時保護委託先との連携の強化	女性サポートセンター	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行う。	6,880	11,542	8,636	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を実施した。	B	DV被害者の様々な状況や安全確保、また多岐にわたるニーズに対応可能な特性のある社会福祉施設及び民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行う必要がある。	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行う。ホームページ等により公募を行い、新たな委託候補の情報収集を行う。	7,141
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	㊽	58	外国人への配慮	女性サポートセンター	外国人に対して、必要に応じて、派遣による通訳に対応するとともに、市町村等と連携して、支援の充実を図る。	220	220	0	外国籍等で日本語の疎通に困難がある場合には、派遣による通訳を活用し、市町村等との連携によって、支援の充実を図ることとした。翻訳機器等の利用等もあり、令和6年度の通訳派遣は0件であった。	B	通訳で対応できる言語が限定されているため、対応可能な言語を増やし、翻訳機器等も利用しながらできるだけ母国語で相談できる環境を目指す。	外国人に対して、必要に応じて、派遣による通訳で対応するとともに、市町村等と連携して、支援の充実を図る。	220
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	㊽	59	保育・教育体制の充実	女性サポートセンター	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施したり養育相談に対応するとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る。	0	0	0	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施し、養育相談にも対応していく必要がある。また、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る必要がある。さらにケースによっては児童相談所と連携する。	B	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施し、養育相談にも対応していく必要がある。また、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る必要がある。さらにケースによっては児童相談所と連携する。	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施したり養育相談に対応するとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る。	0
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	㊾	60	心理的ケアの充実	女性サポートセンター	保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、同伴児の心理的ケアの充実を図る。	0	0	0	保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、同伴児の心理的ケアの充実を図った。	B	同伴児の意向を広く聞き取りながら、心理担当職員は保育士や学習指導員と連携してカウンセリングを実施するなど、同伴児の心理的ケアの充実を図る必要がある。また、ケースによっては児童相談所と連携する。	保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、同伴児の心理的ケアの充実を図る。	0

基本目標	施策の方向	施策の内容	施策番号	再掲(親施策コード)	事業名	事業担当課	令和6年度					令和7年度			
							事業の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	決算額(千円)	事業の実施結果・事業の効果	実施結果の自己評価	今後の方向性・検討課題(R4年度～R6年度の実施結果を踏まえて)	事業の実施予定	当初予算額(千円)
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	④	61	安全確保のための関係機関との連携	児童家庭課(DV対策班)	関係機関と情報共有を強化し被害者の安全確保に努めていく。	0	0	0	被害者の安全確保のため、警察に必要な情報提供を行った。保護命令手続に関する関係機関との協議会において情報共有を図った。県主催：千葉県困難な問題を抱える女性支援調整会議(10月31日) 地裁主催：保護命令手続に関する関係機関との協議会(1月31日)	B	引き続き、関係機関と情報共有を図り被害者の安全確保に努める必要がある。	関係機関と情報共有を強化し被害者の安全確保に努めていく。	0
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	④	62	保護命令に対する対応強化	(警)人身安全対策課	DV法改正に伴う保護命令違反の拡充に対する正しい理解を得るための広報啓発活動を行うとともに、保護命令発令の通知を受けた場合には、速やかにDV被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で住居を訪問するなど、DVによる危害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示し、被害者の生命、身体の安全確保に努める。	0	0	0	DV被害者の安全確保のため、市町村及び関係機関と連携して被害者等の避難措置を講じるとともに、避難先を管轄する警察署(又は県警本部)に確実に引継ぎを実施し、継続的に保護対策を推進した。また、保護命令の発令時には、被害者への防犯指導及び加害者に対する命令遵守の指導を実施し、保護命令違反行為等を認知した場合は積極的に検挙した。	B	引き続き、DV被害者からの援助の申出には適切な措置を講じて、DV被害防止対策を推進するとともに、DV法改正に伴う周知徹底と広報啓発を図る必要がある。	DV法改正に伴う保護命令違反の拡充に対する正しい理解を得るための広報啓発活動を行うとともに、保護命令発令の通知を受けた場合には、速やかにDV被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で住居を訪問するなど、DVによる危害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示し、被害者の生命、身体の安全確保に努める。	0
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	④	63	保護命令に対する対応強化	児童家庭課(DV対策班)	令和6年4月に「改正DV法」が施行され、保護命令の範囲が拡充されたことから、県民に広く周知するため、担当職員に保護命令制度における研修を行う。被害者に安全確保や保護命令について情報提供をしたり、被害者の意思を確認した上で、支援に関わる関係機関等に保護命令が発令された旨を伝えるなど、被害者の安全確保に配慮する。	0	0	0	DV職務担当者自立支援スキルアップ研修において、千葉地方裁判所職員を講師に招き、改正DV法を踏まえた「保護命令に関する手続等」等について、オンライン研修を開催し、担当職員の対応能力の向上を図った。	A	女性支援・DV担当職員に対し、「保護命令制度」に関する研修を行い、知識を深め、被害者への適正な情報提供や関係機関との連携強化を図る。	「改正DV法」が施行され、保護命令の範囲が拡充されたことから、県民に広く周知するため、担当職員に保護命令制度における研修を行う。被害者に安全確保や保護命令について情報提供をしたり、被害者の意思を確認した上で、支援に関わる関係機関等に保護命令が発令された旨を伝えるなど、被害者の安全確保に配慮する。	0
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	④	64	危機管理体制の充実	女性サポートセンター	女性サポートセンターにおいて、危機管理体制を強化するため、危機管理マニュアルに基づき、日常的な対応を含め、防災及び不審者侵入を想定した訓練を実施する。	0	0	0	危機管理体制を強化するため、危機管理マニュアルに基づき、日常的な対応を含め、防災及び感染症対策訓練を実施することができた。	B	今後も危機管理体制を強化するため、危機管理マニュアルに基づき、日常的な対応を含め、防災及び感染症対策訓練を実施していくことが必要である。	女性サポートセンターにおいて、危機管理体制を強化するため、危機管理マニュアルに基づき、日常的な対応を含め、防災及び不審者侵入を想定した訓練を実施する。	0
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	⑤	65	警察から加害者への指導等	(警)人身安全対策課	警察が関わったDV事案について、警察から加害者へ指導警告を行うとともに、加害者の親族等に監護依頼を行い、さらなる被害予防に努める。	0	0	0	DV加害者に対して、速やかに指導警告を行うとともに、DV加害者の心理状況に配慮した教示により被害防止を図るとともに、事態の沈静化を図っている。	B	引き続き、加害者への指導警告等により被害防止に努める。	警察が関わったDV事案について、警察から加害者へ指導警告を行うとともに、加害者の親族等に監護依頼を行い、さらなる被害予防に努める。	0
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	⑤	66	加害者対策に関する国の調査研究等、動向把握・情報収集	児童家庭課(DV対策班)	国が行っている調査研究等の動向把握や、他都道府県や民間団体で行っている加害者に対する事業等の情報収集などを通して、加害者対策に係る必要な施策の検討を重ねていく。	128	128	0	国が行っている調査研究等の動向、他都道府県の加害者プログラムに関する情報収集を行った。	D	加害者対策検討作業部会のなかでは、国が行っている調査研究等の動向、他都道府県や民間団体で行っている加害者対策に関する情報収集などを通して、加害者対策について検討を行ってきた。加害者作業部会のなかでは、加害者プログラムについて、任意によるものが実際にDV加害者の参加に繋がるかという点が課題として挙げられた。	国が行っている調査研究等の動向把握や、他都道府県や民間団体で行っている加害者に対する事業等の情報収集などを通して、加害者対策に係る必要な施策の検討を重ねていく。	128
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	⑤	67-①	加害者からの相談への対応	男女共同参画センター	男性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	4,421	4,421	4,301	男性のための一般相談685件、及びカウンセリング98件を実施した。内DV関連件数は一般相談で67件、カウンセリングで49件だった。	B	女性のための総合相談に比べ実施日が不足していることから、令和5年度に電話相談、令和6年度にカウンセリング実施日の拡充を図った。今後は令和6年度と同様の体制で実施する。	男性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	5,112
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	⑤	67-②	加害者からの相談への対応	男女共同参画センター	女性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	16,857	17,128	16,886	女性のための一般相談は5358件、カウンセリング346件、法律相談(月1回)28件、こころの相談(月1回)20件を実施した。内DV関連相談は、一般相談で783件、カウンセリングで182件、法律相談27件、こころの相談で12件だった。	B	令和4～6年度のDV相談割合は一般相談で13%～15%であった。引き続き、総合相談窓口として潜在するDV相談に対応する。	女性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	19,832
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	4	⑤	68	被害者支援における加害者への対応に関する研修等の充実	児童家庭課(DV対策班)	DV加害者に関する研修を行い、加害者の特徴等を知るとともに、被害者に対する理解を深め、適切なDV被害者支援に繋がっていくよう、より充実した研修を開催していく。	165	165	90	DV職務担当者被害者支援スキルアップ研修において、DV加害者の特性を踏まえたDV被害者支援に関する研修を実施した。(参加者70名)	A	今後も、被害者支援における加害者への対応に関する研修等を行っていく。	DV加害者に関する研修を行い、加害者の特徴等を知るとともに、被害者に対する理解を深め、適切なDV被害者支援に繋がっていくよう、より充実した研修を開催していく。	165

基本目標	施策の方向	施策の内容	施策番号	再掲(親施策コード)	事業名	事業担当課	令和6年度					令和7年度			
							事業の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	決算額(千円)	事業の実施結果・事業の効果	実施結果の自己評価	今後の方向性・検討課題(R4年度-R6年度の実施結果を踏まえて)	事業の実施予定	当初予算額(千円)
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	5	①	69	自立につなげる支援	女性サポートセンター	DV被害者本人の意思に添いながら、市町村等関係機関と連携し、自立支援を行う。	0	0	0	DV被害者本人の意思を尊重しながら、市町村に必要なに応じた情報共有を行い、自立支援を含めた本人の支援について連携を図った。	B	引き続きDV被害者の自立支援のために、市町村等の関係機関との連携を強める。	DV被害者本人の意思に添いながら、市町村等関係機関と連携し、自立支援を行う。	0
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	5	①	70	司法手続きに関する支援	女性サポートセンター	必要に応じてDV被害者に対し、保護命令や離婚調停などの法的支援についての情報提供を行う。	0	0	0	DV被害者の各々の状況やニーズに応じて、保護命令や離婚調停などの法的支援について適宜情報を提供し、必要に応じて法律相談にもつなげた。	B	DV被害者に対して保護命令や離婚調停など受ける法的支援について適切に情報提供し、DV被害者が自分の必要とする方法を選択できるよう働きかける。	必要に応じてDV被害者に対し、保護命令や離婚調停などの法的支援についての情報提供を行う。	0
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	5	①	71	生活再建支援事業等の充実	児童家庭課(DV対策班)	一時保護所入所中及び退所後のDV被害者を支援する生活再建事業について、被害者のニーズを把握しながら実施していく。	750	750	0	DV被害者支援にノウハウのある民間団体に委託し、令和6年度の利用は0件であった。	E	事業の実績は少ないが、その背景には女性サポートセンターや市町村による同行等で既に支援がなされていることが理由として挙げられる。引き続き、ノウハウのある民間団体への委託を行いながら、被害者に働きかけていく。	一時保護所入所中及び退所後のDV被害者を支援する生活再建事業について、被害者のニーズを把握しながら実施していく。	450
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	5	①	72	自立支援講座の充実	男女共同参画センター	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。	312	348	256	DV被害者を対象とした自立支援講座を計5回実施した。延べ参加者33名	B	非公開・少人数制の講座であり申込人数は少ないが、支援者・同じ経験をした当事者同士の交流の場となる貴重な機会であることから、引き続き実施する。	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。	312
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	5	②	73-①	地域でのサポート体制の整備	健康福祉指導課	民生委員・児童委員等に対し、活動経費を支給する。 ・民生(児童)委員活動費支給事業	371,796	371,796	365,213	民生委員・児童委員等に対し、活動経費を支給した。	B	引き続き民生委員・児童委員等に対し、活動経費を支給する。	民生委員・児童委員等に対し、活動経費を支給する。 ・民生(児童)委員活動費支給事業	371,434
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	5	②	73-②	地域でのサポート体制の整備	児童家庭課(DV対策班)	市町村に対し、窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけ、地域におけるサポート体制の強化を促進する。	0	0	0	市町村を対象とした会議等で関係機関が連携した被害者支援の重要性について説明した。また、市町村女性支援・DV対策担当課長会議を開催し、関係機関の連携を深めるよう働きかけを行った。	B	引き続き、市町村を対象とした会議において、被害者支援、関係機関の連携を深めるよう働きかけを行うとともに、DV被害者支援において、有益な会議となるよう工夫を重ねていく。	市町村に対し、窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけ、地域におけるサポート体制の強化を促進する。	0
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	5	②	74	地域におけるネットワーク会議との連携	児童家庭課(DV対策班) 女性サポートセンター	市町村において、各種ネットワークの連携により、地域の社会資源を活用した、困難な問題を抱える女性支援・DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行う。	0 330	0 265	0 210	各種会議等において、地域の社会資源を活用した困難な問題を抱える女性支援・DV被害者支援が円滑に実施されるよう、情報提供を行った。また、令和6年度に設置した「千葉県困難な問題を抱える女性への支援調整会議」に関する説明も行った。	B	引き続き、各種会議にて、必要な情報提供を行うことで、困難な問題を抱える女性支援・DV被害者支援がさらに円滑に実施されるよう働きかける。また、困難な女性支援法、改正DV法に基づく、支援調整会議(法定協議会)の設置や活用についても働きかけていく。	市町村において、各種ネットワークの連携により、地域の社会資源を活用した、困難な問題を抱える女性支援・DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行う。	0 330
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	5	③	75	カウンセリングの充実	女性サポートセンター	女性サポートセンター退所後に、DV被害者が継続してカウンセリングを受けやすいよう、情報提供を行う。	0	0	0	女性サポートセンター退所後に、DV被害者が継続してカウンセリングを受けやすいよう、情報提供を行った。	B	本人や同伴児等の意向を尊重しながらカウンセリングを実施し、精神的なケアをより効果的な方法で実施していく。	女性サポートセンター退所後に、DV被害者が継続してカウンセリングを受けやすいよう、情報提供を行う。	0
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	5	③	76	自立支援講座の実施	男女共同参画センター	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。	312	348	256	DV被害者を対象とした自立支援講座を計5回実施した。延べ参加者33名	B	非公開・少人数制の講座であり申込人数は少ないが、支援者・同じ経験をした当事者同士の交流の場となる貴重な機会であることから、引き続き実施する。	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。	312
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	5	④	77	福祉制度等の活用	女性サポートセンター	被害者に対し、生活保護や児童扶養手当などの福祉制度についての情報提供を行うとともに、各種手続きがスムーズに行われるよう、市町村に働きかける。	0	0	0	DV被害者の状況を聞き取り、福祉制度について情報提供を行い、市町村とも連携を図りながら、本人の希望に基づいて各種手続きにつなげた。	B	相談支援を行う職員がDV被害者の利用できる福祉制度への知識をより一層深め、DV被害者に対して福祉制度について適切に情報提供、実際の支援につなげていけるようにする。	被害者に対し、生活保護や児童扶養手当などの福祉制度についての情報提供を行うとともに、各種手続きがスムーズに行われるよう、市町村に働きかける。	0
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	5	④	78	住民基本台帳の閲覧制限	児童家庭課(DV対策班)	DV被害者からの申し出に基づき、住民票等の交付・閲覧制限が確実に実行されるように、会議等で市町村へ周知徹底を図る。	0	0	0	DV被害者からの申し出に基づき、住民票等の交付・閲覧制限が確実に実行されるように、会議等で個人情報保護の確保が確実に実行されるよう働きかけた。	B	引き続き、DV被害者からの申し出に基づき、住民票等の交付・閲覧制限が確実に実行されるように、会議等で個人情報保護の確保が確実に実行されるよう働きかけを行っていく。	DV被害者からの申し出に基づき、住民票等の交付・閲覧制限が確実に実行されるように、会議等で市町村へ周知徹底を図る。	0
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	5	④	79	健康保険の加入	児童家庭課(DV対策班)	DV被害者が加害者との生計維持関係がなくなった場合の保険の手続きを速やかにできるように、制度等の情報提供について、市町村へ周知徹底を図る。	0	0	0	DV被害者が加害者との生計維持関係がなくなった場合の保険の手続きを速やかにできるように、制度等の情報提供について、会議等において市町村へ周知徹底を図った。	B	引き続き、会議等において市町村へ周知徹底を図る。	DV被害者が加害者との生計維持関係がなくなった場合の保険の手続きを速やかにできるように、制度等の情報提供について、市町村へ周知徹底を図る。	0
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	5	④	80	生活困窮者自立支援制度の活用	健康福祉指導課	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図るとともに、県で実施している研修等において制度の一層の周知を図る。	44,207	44,412	44,271	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図るとともに、県で実施している研修等において制度の一層の周知を図った。 ・新規相談件数:370件 ・プラン作成件数:162件	B	物価高騰等の影響が長期化する中、経済的な支援等が必要な方々にそれぞれのニーズに対応したきめ細やかな相談支援を行っていく必要があるため、引き続き相談者からの相談に丁寧に対応していく。	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図るとともに、県で実施している研修等において制度の一層の周知を図る。	49,177
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	5	④	81	DV被害者が利用可能な各種制度等の総合的な情報提供	児童家庭課(DV対策班)	令和6年4月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、DV被害者支援だけでなく、女性支援の内容も取り入れる等、ハンドブックの内容を精査し、各種マニュアルとの統合を図っていく。	0	0	0	市町村会議等で、既存のマニュアル等の活用について働きかけた。また、各種マニュアルについて、女性支援に関する内容も盛り込み改訂に向け情報の整理を行った。	D	DV被害者が適切に支援を受けることができるよう、各種マニュアルについて、女性支援に関する内容も盛り込み、改訂を進める。	DV被害者が必要な支援を受けることができるよう、既存のマニュアル等の活用について促す。また、適切にDV被害者支援が行われるよう、各種マニュアルについて、女性支援に関する内容を盛り込み、改訂を進める。	0

基本目標	施策の方向	施策の内容	施策番号	再掲(親施策コード)	事業名	事業担当課	令和6年度					令和7年度			
							事業の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	決算額(千円)	事業の実施結果・事業の効果	実施結果の自己評価	今後の方向性・検討課題(R4年度-R6年度の実施結果を踏まえて)	事業の実施予定	当初予算額(千円)
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	6	①	82	住宅の確保	住宅課	単身のDV被害者を含め、抽選の際、当選確率を引き上げる措置を実施する。各市町村に対し、公営住宅の優先入居等の取り扱いについて適宜情報提供を行う。	0	0	0	単身のDV被害者を含め、抽選の際、当選確率を引き上げる措置を実施した。令和6年度の応募結果応募17件(うち入居9件)	B	引き続き単身のDV被害者を含め、抽選の際、当選確率を引き上げる措置を実施する。各市町村に対し、公営住宅の優先入居等の取り扱いについて適宜情報提供を行う。	単身のDV被害者を含め、抽選の際、当選確率を引き上げる措置を実施する。各市町村に対し、公営住宅の優先入居等の取り扱いについて適宜情報提供を行う。	0
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	6	①	83	生活再建支援事業等の充実	児童家庭課(DV対策班)	一時保護所入所中及び退所後のDV被害者を支援する生活再建事業について、被害者のニーズを把握しながら実施していく。	750	750	0	DV被害者支援にノウハウのある民間団体に委託し、令和6年度の利用は0件であった。	E	事業の実績は少ないが、その背景には女性サポートセンターや市町村による同行等で既に支援がなされていることが理由として挙げられる。引き続き、ノウハウのある民間団体への委託を行いながら、被害者に働きかけていく。	一時保護所入所中及び退所後のDV被害者を支援する生活再建事業について、被害者のニーズを把握しながら実施していく。	450
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	6	②	84	就労の支援体制の充実	女性サポートセンター	一時保護中の被害者に対し、ハローワークを有効に活用できるよう情報提供を行う。	0	0	0	一時保護中の被害者に対し、ハローワークを有効に活用できるよう情報提供を行った。	B	相談事業において、被害者に対し、関係機関との連携によりハローワークやマザーズハローワークを有効に活用できるよう情報提供を行う必要がある。	一時保護中の被害者に対し、ハローワークやマザーズハローワークを有効に活用できるよう情報提供を行う。	0
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	6	②	85	職業訓練及び各種セミナーの実施	子育て支援課	引き続き、DV被害者を含めた母子家庭の母等に対し、就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就労情報提供等一貫した就業支援サービスを提供する。	13,632	12,983	9,238	DV被害者を含めたひとり親家庭等の父母等に対し、就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報提供等一貫した就業支援サービスを提供した。	B	就業支援講習会の実施にあたり、定員に対して応募者が少ない講座があった。よりひとり親から選ばれる講座となるよう検討する。	引き続き、DV被害者を含めた母子家庭の母等に対し、就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就労情報提供等一貫した就業支援サービスを提供する。	13,632
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	6	②	86	職業訓練及び各種セミナーの実施	雇用労働課	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、子育て中の女性や中高年齢者などを対象に生活就労相談を実施するとともに、再就職に向けたセミナー等を市町村等と連携して開催する。また、主に正社員での再就職を希望する女性求職者に対して、個人のニーズや能力に応じた再就職支援プログラムや、在宅ワーカーに対する就労支援を実施する。 ・千葉県ジョブサポートセンター事業	99,805	99,805	99,775	子育て中の女性や中高年齢者などを対象として、生活就労相談やセミナー、企業と求職者との交流会等を行ったほか、県内各地で市町村と共催の出張セミナーを行うなど、再就職支援を実施した。 ・年間利用者数:11,506名 ・就職決定者数:482名	C	令和4、5年度において、年間利用者数、就職決定者数は目標値を達成することができた。令和6年度においては、年間利用者数は目標値を達成できなかったものの、就職決定者数は目標値を達成できなかった。求職者の支援ニーズに対し、企業と求職者双方のニーズをすり合わせ、的確に対応していく必要がある。	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、子育て中の女性や中高年齢者などを対象に生活就労相談を実施するとともに、再就職に向けたセミナー等を市町村等と連携して開催する。また、主に正社員での再就職を希望する女性求職者に対して、個人のニーズや能力に応じた再就職支援プログラムや、在宅ワーカーに対する就労支援を実施する。 ・千葉県ジョブサポートセンター事業	99,805
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	6	②	87	職業訓練及び各種セミナーの実施	雇用労働課	内職求人事業所から依頼を受け、内職求人情報を県ホームページに掲載し、求職者に情報を提供する。また、インターネットを利用出来ない求職者に対しては、電話で求人情報を紹介する。 ・内職求人情報の提供	0	0	0	内職求人事業所から依頼を受け、内職求人情報を県ホームページに掲載し、求職者に情報を提供する。また、インターネットを利用出来ない求職者に対しては、電話で求人情報を紹介する。 ・新規掲載件数 3件 ・電話等対応件数 285件	B	引き続き、内職求人情報を県ホームページに掲載するとともに、電話等の問合せに対し情報提供を行う。	内職求人事業所から依頼を受け、内職求人情報を県ホームページに掲載し、求職者に情報を提供する。また、インターネットを利用出来ない求職者に対しては、電話で求人情報を紹介する。 ・内職求人情報の提供	0
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	6	③	88-①	生活困窮者自立支援制度の活用	健康福祉指導課	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図るとともに、県で実施している研修等において制度の一層の周知を図る。	44,207	44,412	44,271	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行った。また、インターネットを利用出来ない求職者に対しては、電話で求人情報を紹介する。 ・新規相談件数:370件 ・プラン作成件数:162件	B	物価高騰等の影響が長期化する中、経済的な支援等が必要な方々にそれぞれのニーズに対応したきめ細やかな相談支援を行っていく必要があるため、引き続き相談者からの相談に丁寧に対応していく。	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図るとともに、県で実施している研修等において制度の一層の周知を図る。	49,177
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	6	③	88-②	生活困窮者自立支援制度の活用	健康福祉指導課	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、住居確保給付金の支給や就労支援などを行う。	5,000	2,000	982	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、住居確保給付金の支給や就労支援などを行った。 ・住居確保給付金支給件数:29件 ・就労支援件数:62件	B	物価高騰等の影響が長期化する中、経済的な支援等が必要な方々にそれぞれのニーズに対応したきめ細やかな相談支援を行っていく必要があるため、引き続き相談者からの相談に丁寧に対応していく。	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、住居確保給付金の支給や就労支援などを行う。	10,000
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援	6	③	89	生活福祉資金貸付制度の活用	健康福祉指導課	千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、生活福祉資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口の連携強化を促進する。	80,066	86,812	86,812	千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、生活福祉資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口の連携強化を促進した。	B	物価高騰の影響が長期化し、突然生活に困窮し貸付が必要になるケースも考えられるため、円滑な貸付業務を継続していく必要がある。	千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、生活福祉資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口の連携強化を促進する。	122,295

基本目標	施策の方向	施策の内容	施策番号	再掲(親施策コード)	事業名	事業担当課	令和6年度				令和7年度				
							事業の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	決算額(千円)	事業の実施結果・事業の効果	実施結果の自己評価	今後の方向性・検討課題(R4年度～R6年度の実施結果を踏まえて)	事業の実施予定	当初予算額(千円)
IV	子どもの安全確保と支援	7	①	90	県や市町村等の相談機関の連携	児童家庭課(DV対策班)	DV対策担当と児童虐待防止担当の連携強化のため、実務者会議において、同伴児童への対応、広報啓発等連携のための取組等について、情報共有を図り事業の推進を図る。	0	0	0	実務者会議で、新たに作成したDV防止・児童虐待防止担当部署の連携マニュアルについて、周知し、活用について働きかけた。また、同伴児童への対応やその他の取組について、事業の推進を図るため説明を行うなどした。(DV防止・児童虐待防止担当による会議への出席:6回)	B	引き続き、事業の効果的な推進を図るため、DV防止・児童虐待防止担当部署による、連携強化を図る。	DV対策担当と児童虐待防止担当の連携強化のため、実務者会議において、同伴児童への対応、広報啓発等連携のための取組等について、情報共有を図り、事業の推進を図る。	0
IV	子どもの安全確保と支援	7	①	91	県や市町村等の相談機関の連携	児童家庭課(対策室)	児童虐待をめぐる千葉県の実状や児童福祉法等に関する法律の改正後の状況等について情報共有を行う会議を開催する。	98	98	0	・協議会は、法務局、家庭裁判所、市町村代表等や県警本部、教育庁、病院局等庁内関係により構成され、児童虐待等に関する千葉県の状況等に関する報告(虐待件数など)や要保護児童等に関する各関係機関の取り組み状況の報告等の情報共有を目的とし、令和6年度は11月に参集型で開催した。	A	関係機関が多岐に渡るために、多様な情報を効率的に共有するための会議運営が課題となっている。	児童虐待をめぐる千葉県の実状や児童福祉法等に関する法律の改正後の状況等について情報共有を行う会議を開催する。	98
IV	子どもの安全確保と支援	7	①	92	県や市町村等の相談機関の連携	児童家庭課(DV対策班)	児童相談所が関わっている家庭で、DVについて相談したいという希望があった場合、健康福祉センターに配置されている女性相談支援員による児童相談所への出張相談に繋げていく。	6,951	6,626	7,053	令和6年度は、出張相談の実績はなかった。利用促進のため、各種会議等において、児童相談所への出張相談について周知を図った。	E	令和4年度～令和6年度での利用実績は1件であった。利用実績が少ない背景には、既に市町村のDV対策担当課が持っている点や周知不足等が考えられる。各種会議において、児童相談所への出張相談の利点等も説明し、利用を促進していく。	児童相談所が関わっている家庭で、DVについて相談したいという希望があった場合、健康福祉センターに配置されている女性相談支援員による児童相談所への出張相談に繋げていく。	58,755の一部
IV	子どもの安全確保と支援	7	①	93	県や市町村等の相談機関の連携	児童家庭課(DV対策班)	作成したマニュアルについて、各関係機関に周知し、DV・児童虐待強化のために活用されていくよう働きかけていく。	32	16	0	DV防止・児童虐待防止担当部署の連携マニュアルについて、活用促進のため、DV対策担当課と児童虐待防止担当課へ送付し、各種会議にて周知を図った。	B	新たに作成したマニュアルについて、各種会議にて周知し、DV対策と児童虐待防止の連携のために活用されるよう働きかけ、DV・児童虐待強化に繋がるよう働きかけていく。	新たに作成したマニュアルについて、各種会議にて周知し、DV対策と児童虐待防止の連携のために活用されるよう働きかけ、DV・児童虐待強化に繋がるよう働きかけていく。	32
IV	子どもの安全確保と支援	7	①	94	DV・児童虐待職務関係者研修の充実	児童家庭課(DV対策班)	令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により、DV被害者支援だけでなく、女性支援を取り入れた研修を実施していく。	DV:670 虐待:1,801	DV:670 虐待:1,801	DV:359 虐待:547	市町村、県及び関係機関職員を対象とした女性支援(DVを含む)・児童虐待職務関係者研修を実施した。新任職員研修(I部2回、II部2回、III部3回、IV部3回、参加者合計784名)担当者職員研修(I部2回、II部3回、III部2回、参加者合計352名)	A	新たな講師の選定やオンラインで開催するなど参加しやすい研修を実施する。	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、DV被害者支援だけでなく、困難女性支援を取り入れた研修を実施していく。	DV:670 虐待:1,801
IV	子どもの安全確保と支援	7	①	95	DV・児童虐待職務関係者研修の充実	児童家庭課(DV対策班)	令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により、DV被害者支援だけでなく、女性支援を取り入れた研修を実施していく。	33	33	31	新任の女性相談支援員を対象に困難女性支援に必要な基礎知識など相談対応の実務を学ぶ研修を実施した。(参加者40名)	A	新たな講師の選定やオンラインで開催するなど参加しやすい研修を実施する。	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、DV被害者支援だけでなく、困難女性支援を取り入れた研修を実施していく。	33
IV	子どもの安全確保と支援	7	①	96	DV・児童虐待職務関係者研修の充実	児童家庭課(DV対策班)	DV被害者支援を行う職員等を対象に、令和6年4月に施行された「改正DV法」により、保護命令の説明を取り入れた研修を実施していく。	132	132	60	DV職務担当者自立支援スキルアップ研修において、千葉地方裁判所職員を講師に招き、改正DV法を踏まえた「保護命令に関する手続き」等について、オンライン研修を開催し、担当職員の対応能力の向上を図った。自立支援スキルアップ研修 参加者119名 被害者支援スキルアップ研修 参加者70名	A	女性支援・DV担当職員に対し、「保護命令制度」に関する研修を行い、知識を深め、被害者への適正な情報提供や関係機関との連携強化を図る。	「改正DV法」が施行され、保護命令の範囲が拡充されたことから、県民に広く周知するため、担当職員に保護命令制度における研修を行う。被害者に安全確保や保護命令について情報提供をしたり、被害者の意思を確認した上で、支援に関わる関係機関等に保護命令が発令された旨を伝えるなど、DV被害者の安全確保配慮へとつなげていく。	132
IV	子どもの安全確保と支援	7	①	97-①	子育て家庭への暴力防止啓発の推進	児童家庭課(DV対策班)	DV家庭で育つ子どもの健やかな成長につながる支援を目的として、市町村、県及び関係機関職員を対象に、DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。	33	33	30	市町村、県及び関係機関職員を対象としたDVによる子どもへの影響に関する研修を実施した。(参加者131名)	A	新たな講師の選定や参加しやすい研修を実施していく。	DV家庭で育つ子どもの健やかな成長につながる支援を目的として、市町村、県及び関係機関職員を対象に、DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。	33
IV	子どもの安全確保と支援	7	①	97-②	子育て家庭への暴力防止啓発の推進	児童家庭課(DV対策班)	児童虐待・DV防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。	36013	36013	36013	児童虐待・DV防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布した。パンフレットの作成にあたっては、内容の拡充を図った。	A	DV被害の早期の気づきと相談へのつなぎをより一層促進するため、児童虐待・DV防止啓発パンフレットの内容を適宜検討していく。	児童虐待・DV防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。	36013
IV	子どもの安全確保と支援	7	②	98	地域におけるネットワーク会議との連携	女性サポートセンター	市町村において、各種ネットワークの連携により、地域の社会資源を活用した、困難な問題を抱える女性支援・DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行う。	330	265	210	各種会議等において、地域の社会資源を活用した困難な問題を抱える女性支援・DV被害者支援が円滑に実施されるよう、情報提供を行った。また、令和6年度に設置した「千葉県困難な問題を抱える女性への支援調整会議」に関する説明も行った。	B	引き続き、各種会議にて、必要な情報提供を行うことで、困難な問題を抱える女性支援・DV被害者支援がさらに円滑に実施されるよう働きかける。また、困難女性支援法、改正DV法に基づく、支援調整会議(法定協議会)の設置や活用についても働きかけていく。	市町村において、各種ネットワークの連携により、地域の社会資源を活用した、困難な問題を抱える女性支援・DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行う。	330
IV	子どもの安全確保と支援	7	②	99	警察等との連携による安全確保	児童家庭課(DV対策班)	学校・保育所・社会福祉施設等において、児童の安全確保を徹底するため、警察等と連携を図り、体制の整備を促進するよう会議等において市町村への働きかけを行っていく。	0	0	0	学校・保育所・社会福祉施設等において、児童の安全確保を徹底するため、警察等と連携を図り、体制の整備を促進するよう市町村に働きかけた。	B	今後も児童の安全確保の徹底のため、継続して会議等において市町村への働きかけを行っていく。	学校・保育所・社会福祉施設等において、児童の安全確保を徹底するため、警察等と連携を図り、体制の整備を促進するよう会議等において市町村への働きかけを行っていく。	0
IV	子どもの安全確保と支援	7	②	100	学校職員等への研修の充実	児童家庭課(DV対策班)	学校職員等に対するDV・児童虐待対応研修について、未受講の学校職員等にも必要な知識を習得してもらうため、今後オンラインによる研修を開催する。	198	198	120	学校職員等に対するDV・児童虐待対応研修をオンラインで2回実施した。(参加者合計242名)	A	日頃から子どもと接する機会が多い学校職員等を対象にDV及び児童虐待についての理解を深める研修を実施し、早期発見、対応、支援の充実を図る。	学校職員等に対するDV・児童虐待対応研修について、未受講の学校職員等にも必要な知識を習得してもらうため、今後オンラインによる研修を開催する。	198
IV	子どもの安全確保と支援	7	②	101	学校職員等への研修の充実	児童家庭課(対策室)	○専門家派遣の活用実績がない市町村へ具体的な活用方法がわかりやすくなるように活用事例も併せて周知する。 ○引き続き、DV防止部門と児童虐待防止部門での連携した研修を実施していく。 ○国の動向や全国の児童虐待による死亡事例検証からの教訓を研修に反映させていく。 ○令和6年度も同内容の研修を複数回開催することで、参加者の分散化を図り、専門家の派遣はオンラインによる派遣も可能としています。各市町村の利用ニーズに応じて柔軟に対応を検討していく。	5774	5774	1644	○市町村要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議)に対して医師、弁護士、大学教授等の専門家派遣を実施した。 ○市町村職員や学校職員、医療機関職員などの関係機関向けの研修を実施することにより、効果的な連携体制の構築に向けた支援を行った。	A	オンライン開催のみでは、参加者同士のグループワークが行えないことや参加者の反応がわかりにくいため講義のやりづらさが生じ、参加者の講義内容理解促進(他参加者との意見交換により知識がより充実)には不十分であるという課題が考えられた。	○専門家派遣の活用実績がない市町村へ具体的な活用方法がわかりやすくなるように活用事例も併せて周知する。 ○引き続き、DV防止部門と児童虐待防止部門での連携した研修を実施していく。 ○国の動向や全国の児童虐待による死亡事例検証からの教訓を研修に反映させていく。 ○令和7年度も同内容の研修を複数回開催することで、参加者の分散化を図り、専門家の派遣はオンラインによる派遣も可能としています。各市町村の利用ニーズに応じて柔軟に対応を検討していく。	5774

基本目標	施策の方向	施策の内容	施策番号	再掲(親施策コード)	事業名	事業担当課	令和6年度					令和7年度			
							事業の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	決算額(千円)	事業の実施結果・事業の効果	実施結果の自己評価	今後の方向性・検討課題(R4年度-R6年度の実施結果を踏まえて)	事業の実施予定	当初予算額(千円)
IV	子どもの安全確保と支援	8	①	102	子どもの意見表明権の保障	児童家庭課(対策室)	〇意見聴取等措置については、児童相談所において、丁寧な聞き取りを行うとともに記録の整備を行う。 〇意見表明等支援事業については、児童相談所に一時保護されている子どもを中心に事業を開始する。	21,428	19,000	18,503	〇意見聴取等措置については、児童相談所において、丁寧な聞き取りを行うとともに記録の整備を行った。 〇意見表明等支援事業については、児童相談所に一時保護されている子どもを中心に事業を実施した。	A	〇意見聴取等措置については、記録の整備に関して、必要に応じて様式改正を検討する。 〇意見表明等支援事業については、児童相談所に一時保護されている子ども他、児童養護施設に入所している子どもにも事業を拡大する。	〇意見聴取等措置については、引き続き児童相談所において、丁寧な聞き取りを行うとともに、記録の整備を行う。 〇意見表明等支援事業については、児童相談所に一時保護されている子ども他、児童養護施設に入所している子どもを対象に事業を実施する。	29,428
IV	子どもの安全確保と支援	8	①	103	子どもの精神的なケアの充実	女性サポートセンター	女性サポートセンター入所者の同伴児童に対して、保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、心理的ケアの充実を図る。	0	0	0	女性サポートセンター入所者の同伴児童に対して、保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、心理的ケアの充実を図った。	B	今後も女性サポートセンター入所者の同伴児童に対して、保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、心理的ケアの充実を図る必要がある。	女性サポートセンター入所者の同伴児童に対して、保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、心理的ケアの充実を図る。	0
IV	子どもの安全確保と支援	8	①	104	子どもの精神的なケアの充実	女性サポートセンター	女性サポートセンター退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の了承を得たうえで、市町村を通じて児童相談所等への情報提供を行う。	0	0	0	女性サポートセンター退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の了承を得たうえで、市町村を通じて児童相談所等への情報提供を行った。	B	女性サポートセンター退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の了承を得たうえで、市町村を通じて児童相談所等への情報提供を行う必要がある。	女性サポートセンター退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の了承を得たうえで、市町村を通じて児童相談所等への情報提供を行う。	0
IV	子どもの安全確保と支援	8	①	105	子どもの精神的なケアの充実	子育て支援課	市町村等の母子保健従事者に対し、研修会を実施する。	4,146	0	2,055	市町村母子保健担当者等母子保健従事者に対し乳幼児の心身の発達や、産後の支援等をテーマに研修会を開催した。延べ453人に対し必要な知識や情報提供を行った。座学を基本とする研修会はZOOMとし、関係機関との意見交換等が必要な内容は対面の集合研修とした。	B	市町村等母子保健従事者に対する研修会を継続する。	市町村等の母子保健従事者に対し、研修会を実施する。	4,234
IV	子どもの安全確保と支援	8	①	106	子どもの精神的なケアの充実	児童家庭課(改革室)	被虐待児や虐待を行った保護者への心理的ケアの充実を図るため、児童相談所において親子に対するグループ指導及び保健師による育児指導を実施する。	11,227	11,227	2,060	主に一時保護中の被虐待児等に対しグループ指導を実施し、児童の情緒の安定及び心身の健全な発達が促進された。必要に応じて保護者へ指導の状況が伝えられ、保護者の児童への理解に役立てられた。	A	引き続き、被虐待児や虐待を行った保護者への心理的ケアの充実を図るため、児童相談所において親子に対するグループ指導及び保健師による育児指導を実施していく。	被虐待児や虐待を行った保護者への心理的ケアの充実を図るため、児童相談所において親子に対するグループ指導及び保健師による育児指導を実施する。	11,227
IV	子どもの安全確保と支援	8	①	107	子どもの精神的なケアの充実	児童家庭課(改革室)	児童相談所で児童虐待を行う保護者に対する精神科医のカウンセリングを実施する。	8,692	8,692	1,568	虐待を行う保護者に対し、必要に応じて児童相談所にて精神科医師等によるカウンセリングや指導を行い、虐待状況や家族関係の改善等を図った。	A	精神科医師によるカウンセリング指導を実施していく。	児童相談所で児童虐待を行う保護者に対する精神科医のカウンセリングを実施する。	9,504
IV	子どもの安全確保と支援	8	①	108	民間児童福祉施設入所児童への訪問カウンセリング	児童家庭課(改革室)	心理療法担当職員の配置がない民間児童養護施設へ職員を派遣する。	3,750	3,750	2,129	民間児童養護施設において、心理療法担当職員を派遣し、被虐待児に対して必要な心理的ケアを行った。	A	引き続き、被虐待児への心理的ケアの充実を図るため、心理療法担当職員の配置がない民間児童養護施設に心理療法担当職員を派遣する。	心理療法担当職員の配置がない民間児童養護施設へ職員を派遣する。	3,750
IV	子どもの安全確保と支援	8	①	109	転校手続きの弾力化及び学習支援	(教)学習指導課	県立高等学校及び県立中学校の転・編入学試験の対象生徒、試験日、受験科目を県教育委員会のホームページに掲載する。また、転・編入学に関する問合せには丁寧に対応する。さらに、転入学試験の受験要件について検討する。	0	0	0	予定通り転・編入学試験について県教育委員会のホームページに掲載した。また、県立高等学校や保護者等からの問合せにも丁寧に対応した。	B	転入学試験の受験希望の理由が依然として多岐にわたっていることから、受験要件の見直しを含めた更なる検討が必要である。	県立高等学校及び県立中学校の転・編入学試験の対象生徒、試験日、受験科目を県教育委員会のホームページに掲載する。また、転・編入学に関する問合せには丁寧に対応する。さらに、転入学試験の受験要件について、教育庁外部の意見も参考にしながら検討する。	0
IV	子どもの安全確保と支援	8	②	110	転校手続きの弾力化及び学習支援	(教)教育総務課	学校からの交流者を11名とし、県内6か所すべての児童相談所との人事交流を実施する。	0	0	0	児童相談所に11名の人事交流を行った。小学校、中学校の教諭から派遣しており、これまでの経験を生かし、児童生徒の支援にあたることができた。	B	今後も児童相談所との人事交流を実施し、児童生徒の支援にあたっていく。	学校からの交流者を11名とし、県内6か所すべての児童相談所との人事交流を実施する。	0
IV	子どもの安全確保と支援	8	②	111	転校手続きの弾力化及び学習支援	児童家庭課(調整)	児童相談所一時保護所に対し、学習指導協力員による学習支援を行う。	40,257	40,257	26,065	児童相談所一時保護所に対し、学習指導協力員による学習支援を行った。	C	引き続き、児童相談所の一時保護所に入所した児童に対しては、学習指導協力員による学習支援を行っていく。	児童相談所一時保護所に対し、学習指導協力員による学習支援を行う。	43,965
IV	子どもの安全確保と支援	8	②	112	転校手続きの弾力化及び学習支援	子育て支援課	今後も引き続き、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援等を行う「子どもの生活・学習支援事業」の実施を市町村へ働きかけていく。	71,570	175,830	146,494	こどもの生活・学習支援事業は、令和6年度時点で10市(政令市、中核市を除く)となっており、年々実施している自治体は増加傾向にある。	B	こどもの生活・学習支援事業は、令和6年度時点10市(政令市、中核市を除く)となっており、年々実施している自治体は増加傾向にある。	今後も引き続き、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援等を行う「子どもの生活・学習支援事業」の実施を市町村へ働きかけていく。	209,932
IV	子どもの安全確保と支援	8	②	113	保育所への優先入所	子育て支援課	市町村に対し必要に応じて周知を行う。	0	0	0	令和6年度については特段の周知は行っていない。	D	国から優先利用について示されていることから、市町村に対し必要に応じて周知を行う必要がある。	市町村に対し必要に応じて周知を行う。	0
IV	子どもの安全確保と支援	8	②	114	59 保育・教育体制の充実	女性サポートセンター	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施したり養育相談に対応するとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る。	0	0	0	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施し、養育相談にも対応していく必要がある。また、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る。さらにケースによっては児童相談所と連携する。	B	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施し、養育相談にも対応していく必要がある。また、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る。さらにケースによっては児童相談所と連携する。	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施したり養育相談に対応するとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る。	0
IV	子どもの安全確保と支援	8	②	115	生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援	健康福祉指導課	生活保護世帯や就学援助世帯等の小中学生等に対し、学習支援教室などの学びの場を提供するとともに、相談支援員を配置し、生徒等の生活習慣の改善や保護者からの相談への助言等、生活支援を行う。	29,943	29,943	29,869	生活保護世帯や就学援助世帯等の小中学生等に対し、学習支援教室などの学びの場を提供するとともに、相談支援員を配置し、生徒等の生活習慣の改善や保護者からの相談への助言等、生活支援を行った。 ・学習支援者数(延べ):3,679名 ・生活支援者数(実数):233名	B	物価高騰等の影響が長期化する中、貧困の連鎖の防止に資するため、引き続き適切に子どもの学習・生活支援事業を実施していく。	生活保護世帯や就学援助世帯等の小中学生等に対し、学習支援教室などの学びの場を提供するとともに、相談支援員を配置し、生徒等の生活習慣の改善や保護者からの相談への助言等、生活支援を行う。	29,943

基本目標	施策の方向	施策の内容	施策番号	再掲(親施策コード)	事業名	事業担当課	令和6年度					令和7年度			
							事業の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	決算額(千円)	事業の実施結果・事業の効果	実施結果の自己評価	今後の方向性・検討課題(R4年度-R6年度の実施結果を踏まえて)	事業の実施予定	当初予算額(千円)
V	市町村におけるDV対策の推進	9	①	116	市町村基本計画の策定促進	児童家庭課(DV対策班)	令和6年度はアドバイザー派遣実施予定はないが、市町村基本計画の策定が進むよう働きかけると共に、策定にあたり相談があった際には、適宜アドバイスを行っていく。	0	0	0	市町村女性支援・DV対策担当課長会議で、市町村基本計画の策定について働きかけ、適宜個別にアドバイスを行っていく。令和6年度は、市町村基本計画の新たな策定はなかった。	C	令和3年度末時点では、市町村基本計画策定済み自治体は、45市町村であったが、令和6年度末時点では、52市町村まで策定が進んだ。引き続き、市町村女性支援・DV対策担当課長会議で、策定を働きかけ、適宜アドバイスを行っていく。	市町村計画の策定が進むよう、市町村担当課長会議等で働きかけ、適宜個別にアドバイスを行っていく。	0
V	市町村におけるDV対策の推進	9	②	117	市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進	児童家庭課(DV対策班)	配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルを活用しながら、より多くの市町村で配偶者暴力相談支援センターが設置されるよう働きかける。	0	0	0	市町村女性支援・DV対策担当課長会議において、市町村基本計画策定済、配暴センター機能整備及び関係機関との連携を促進するネットワーク編等からなる「市町村応援マニュアル」を活用し、働きかけを行った。令和6年度は、配偶者暴力相談支援センターの新たな設置はなかった。	D	令和4年度～令和6年度において、新たな配偶者暴力相談支援センターの設置は進まなかった。背景として、既に県内の配偶者暴力相談支援センターは20箇所(全国3位)と多くある点も挙げられる。引き続き、市町村女性支援・DV対策担当課長会議において、市町村に働きかけを行っていく。	配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルを活用しながら、より多くの市町村で配偶者暴力相談支援センターが設置されるよう働きかける。	0
V	市町村におけるDV対策の推進	9	③	118	DV被害者等の秘密保護の徹底	児童家庭課(DV対策班)	自治体が支援措置をにかけていたDV被害者の住所を加害者側へ知らせてしまう報道が未だにあることから、個人情報保護の観点からも連携を深めることの重要性について今後も働きかけを行っていく。	0	0	0	各種会議等において、DV被害者等の個人情報保護の徹底について呼びかけた。	B	自治体が支援措置をにかけていたDV被害者の住所を加害者側へ知らせてしまう報道が未だにあることから、個人情報保護の観点からも連携を深めることの重要性について今後も働きかけを行っていく。	自治体が支援措置をにかけていたDV被害者の住所を加害者側へ知らせてしまう報道が未だにあることから、個人情報保護の徹底について、会議等にて呼びかけていく。	0
V	市町村におけるDV対策の推進	10	①	119	各種会議の実施	児童家庭課(DV対策班)	市町村女性支援・DV対策担当課長会議などを開催し、先進的な取組の紹介や、地域の実情に合わせた検討を行い、市町村との連携の強化を図る。	0	0	0	市町村女性支援・DV対策担当課長会議を開催した。困難女性支援法の施行に伴い、各市町村のDV被害者支援に加え、女性支援に関する取組状況等について、情報交換等を行い、市町村との連携強化を図った。	B	市町村女性支援・DV対策担当課長会議を開催し、令和6年度からはDV被害者支援に向けた情報交換に加え、女性支援に関する取り組み状況についても、意見交換を行い、市町村と連携を図ることができた。引き続き同様の取組を実施していく。	市町村女性支援・DV対策担当課長会議などを開催し、先進的な取組の紹介や、地域の実情に合わせた検討を行い、市町村との連携の強化を図る。	0
V	市町村におけるDV対策の推進	10	①	120	市町村における支援体制の整備	児童家庭課(DV対策班)	地域における継続的な生活再建支援を実施するために重要となる、市町村DV基本計画の策定や配偶者暴力センターの機能整備、関係機関等とのネットワークの構築について、市町村に働きかけていく。	0	0	0	市町村女性支援・DV対策担当課長会議にて、「市町村応援マニュアル」の活用等により、計画の策定や配暴センター機能整備、関係機関等とのネットワークの構築を市町村に働きかけた。(R6年度時点、基本計画:52市町村で策定、配偶者暴力支援センター:5市で設置)	C	市町村基本計画は、県基本計画策定時の45市町村から52市町村と増加したが、市町村配偶者暴力相談センターは増加していない。引き続き、全ての市町村において、基本計画が策定されること、配偶者暴力センターの機能整備について	地域における継続的な生活再建支援を実施するために重要となる、市町村DV基本計画の策定や配偶者暴力センターの機能整備、関係機関等とのネットワークの構築について、市町村に働きかけていく。	0
V	市町村におけるDV対策の推進	10	①	121	市町村間の連携体制の構築	児童家庭課(DV対策班)	市町村間において、情報共有や支援方法の検討等を実施できる連携体制の構築について呼びかけていく。	0	0	0	市町村女性支援・DV対策担当課長会議を開催し、市町村間における情報共有を図る機会とし、支援調整会議を活用したケース検討会議の開催などについて働きかけた。	B	市町村女性支援・DV対策担当課長会議等を活用し、市町村間における情報共有を図る場としていく。また、千葉県困難な問題を抱える女性支援調整会議(改正DV防止法の法定協議会を兼ねる)を活用したケース検討会議開催等について、働きかけていく。	市町村間において、情報共有や支援方法の検討などを実施できる連携体制の構築について、呼びかけていく。	0
V	市町村におけるDV対策の推進	10	①	122	犯罪被害者等の総合的対応窓口の効果的活用	くらし安全推進課	市町村及び県の相談関係機関の連絡会議を行い、情報共有や意見交換等を取り入れ、効果的な施策推進を促す。	508	508	508	「市町村犯罪被害者等支援策担当課長会議及び県犯罪被害者等相談関係機関連絡会議」を開催し、県の被害者支援施策の説明や条例制定市の事例発表等を実施し、犯罪被害者等支援に対する情報共有を図った。(令和6年5月17日実施)	B	犯罪被害者等が県内のどの市町村に住んでいても同様の支援が受けられるよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例に関する情報提供を行うとともに、関係機関の連携の強化及び職員の資質向上に努める。	市町村及び県の相談関係機関の連絡会議を行い、情報共有や意見交換等を取り入れ、効果的な施策推進を促す。	508
V	市町村におけるDV対策の推進	10	②	123	緊急時における移送手段、避難場所の確保	女性サポートセンター	地域の実情に合わせた支援体制の強化や市町村で行っている緊急避難支援の活用が図られるよう、市町村に対し働きかけを行う。	0	0	0	市町村との会議や日頃の連携の機会、また一時保護依頼等具体的な事業を通して、支援体制の強化や緊急避難支援の活用について確認し、DV被害者のニーズに即した支援が受けられるよう働きかけを行った。	B	継続的に市町村に働きかけを行い、地域の実情に合わせた支援体制の強化、緊急避難支援の活用が図られるようにする。	地域の実情に合わせた支援体制の強化や市町村で行っている緊急避難支援の活用が図られるよう、市町村に対し働きかけを行う。	0
V	市町村におけるDV対策の推進	10	②	124	緊急時における移送手段、避難場所の確保	女性サポートセンター	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。	330	265	210	県内を6ブロックに分けたDV被害者等支援連絡会議を実施し、地域別に市町村や警察等DV被害者支援を行う機関と情報交換、意見交換の機会を持ち、連携体制の強化を図った。また地域での連絡会議に招へいされた場合には参加し、連携体制の強化を図った。	B	DV被害者等支援連絡会議を実施し、地域別に市町村や警察等DV被害者支援を行う機関と情報交換、意見交換の機会を持ち、さらに連携体制の強化を図る。地域で開催される連絡会議にも積極的に参加する。	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。	330
V	市町村におけるDV対策の推進	10	③	125-①	73-①	健康福祉指導課	民生委員・児童委員等に対し、活動経費を支給する。 ・民生(児童)委員活動費支給事業	371796	371796	365213	民生委員・児童委員等に対し、活動経費を支給した。	B	引き続き民生委員・児童委員等に対し、活動経費を支給する。	民生委員・児童委員等に対し、活動経費を支給する。 ・民生(児童)委員活動費支給事業	371434
V	市町村におけるDV対策の推進	10	③	125-②	73-②	児童家庭課(DV対策班)	市町村に対し、窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけ、地域におけるサポート体制の強化を促進する。	0	0	0	市町村を対象とした会議等で関係機関が連携した被害者支援の重要性について説明した。また、市町村女性支援・DV対策担当課長会議を開催し、関係機関の連携を深めるよう働きかけを行った。	B	引き続き、市町村を対象とした会議において、被害者支援、関係機関の連携を深めるよう働きかけを行うとともに、DV被害者支援において、有益な会議となるよう工夫を重ねていく。	市町村に対し、窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけ、地域におけるサポート体制の強化を促進する。	0
V	市町村におけるDV対策の推進	10	③	126	74	児童家庭課(DV対策班) 女性サポートセンター	市町村において、各種ネットワークの連携により、地域の社会資源を活用した、困難な問題を抱える女性支援・DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行う。	0 330	0 265	0 210	各種会議等において、地域の社会資源を活用した困難な問題を抱える女性支援・DV被害者支援が円滑に進むよう、情報提供を行った。また、令和6年度に設置した「千葉県困難な問題を抱える女性への支援調整会議」に関する説明も行った。	B	引き続き、各種会議にて、必要な情報提供を行うことで、困難な問題を抱える女性支援・DV被害者支援がさらに円滑に進むよう働きかける。また、困難な女性支援法、改正DV法に基づく、支援調整会議(法定協議会)の設置や活用についても働きかけていく。	市町村において、各種ネットワークの連携により、地域の社会資源を活用した、困難な問題を抱える女性支援・DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行う。	0 330

基本目標	施策の方向	施策の内容	施策番号	再掲(親施策コード)	事業名	事業担当課	令和6年度					令和7年度			
							事業の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	決算額(千円)	事業の実施結果・事業の効果	実施結果の自己評価	今後の方向性・検討課題(R4年度-R6年度の実施結果を踏まえて)	事業の実施予定	当初予算額(千円)
VI	被害者支援のための体制強化	11	①	127	DV職務関係者研修等の充実	児童家庭課(DV対策班)	令和6年4月に施行「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により、DV被害者支援だけでなく、女性支援を取り入れた研修を実施していく。	DV:670 虐待:1,801	DV: 670 虐待:1,801	DV:359 虐待:547	市町村、県及び関係機関職員を対象とした女性支援(DVを含む)・児童虐待職務関係者研修を実施した。新任職員研修(I部2回、II部2回、III部3回、IV部3回、参加者合計784名)担当者職員研修(I部2回、II部3回、III部2回、参加者合計352名)	A	引き続き、各種会議にて、必要な情報提供を行うことで、困難な問題を抱える女性支援・DV被害者支援がさらに円滑に実施されるよう働きかける。また、困難な女性支援法、改正DV法に基づく、支援調整会議(法定協議会)の設置や活用についても働きかけていく。	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、DV被害者支援だけでなく、困難な女性支援を取り入れた研修を実施していく。	DV:670 虐待:1,801
VI	被害者支援のための体制強化	11	①	128	DV職務関係者研修等の充実	児童家庭課(DV対策班)	令和6年4月に施行「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により、DV被害者支援だけでなく、女性支援を取り入れた研修を実施していく。	33	33	31	新任の女性相談支援員を対象に困難な女性支援に必要な基礎知識など相談対応の実務を学ぶ研修を実施した。(参加者40名)	A	新たな講師の選定やオンラインで開催するなど参加しやすい研修を実施する。	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、DV被害者支援だけでなく、困難な女性支援を取り入れた研修を実施していく。	33
VI	被害者支援のための体制強化	11	①	129	DV職務関係者研修等の充実	児童家庭課(DV対策班)	令和6年4月に施行「改正DV法」により、保護命令の説明を取り入れた研修を実施していく。	132	132	60	DV職務担当者自立支援スキルアップ研修において、千葉地方裁判所職員を講師に招き、改正DV法を踏まえた「保護命令に関する手続き」等について、オンライン研修を開催し、担当職員の対応能力の向上を図った。また、被害者への自立支援スキルアップ研修 参加者119名 被害者支援スキルアップ研修 参加者70名	A	女性支援・DV担当職員に対し、「保護命令制度」に関する研修を行い、知識を深め、被害者への適正な情報提供や関係機関との連携強化を図る。	「改正DV法」が施行され、保護命令の範囲が拡充されたことから、県民に広く周知するため、担当職員に保護命令制度における研修を行う。被害者に安全確保や保護命令について情報提供をしたり、被害者の意思を確認した上で、支援に関わる関係機関等に保護命令が発令された旨を伝えるなど、DV被害者の安全確保配慮へとつなげていく。	132
VI	被害者支援のための体制強化	11	①	130	DV職務関係者研修等の充実	児童家庭課(DV対策班)	DV家庭で育つ子どもの健全な成長につながる支援を目的として、市町村、県及び関係機関職員を対象に、DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。	33	33	30	市町村、県及び関係機関職員を対象としたDVによる子どもへの影響に関する研修を実施した。(参加者131名)	A	新たな講師の選定や参加しやすい研修を実施していく。	DV家庭で育つ子どもの健全な成長につながる支援を目的として、市町村、県及び関係機関職員を対象に、DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。	33
VI	被害者支援のための体制強化	11	①	131	DV職務関係者研修等の充実	児童家庭課(対策班)	○専門家派遣の活用実績がない市町村へ具体的な活用方法がわかりやすくするように活用事例も併せて周知する。 ○引き続き、DV防止部門と児童虐待防止部門での連携した研修を実施していく。 ○国の動向や全国の児童虐待による死亡事例検証からの教訓を研修に反映させていく。 ○令和6年度も同内容の研修を複数回開催することで、参加者の分散化を図り、専門家の派遣はオンラインによる派遣も可能としています。各市町村の利用ニーズに応じて柔軟に対応を検討していく。	5774	5774	1644	○市町村要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議)に対して医師、弁護士、大学教授等の専門家派遣を実施した。 ○市町村職員や学校職員、医療機関職員などの関係機関向けの研修を実施することにより、効果的な連携体制の構築に向けた支援を行った。	A	オンライン開催のみでは、参加者同士のグループワークが行えないことや参加者の反応がわかりにくいため講師のやりづらさが生じ、参加者の理解内容理解促進(他参加者との意見交換により知識がより充実)には不十分であるという課題が考えられた。	○専門家派遣の活用実績がない市町村へ具体的な活用方法がわかりやすくするように活用事例も併せて周知する。 ○引き続き、DV防止部門と児童虐待防止部門での連携した研修を実施していく。 ○国の動向や全国の児童虐待による死亡事例検証からの教訓を研修に反映させていく。 ○令和7年度も同内容の研修を複数回開催することで、参加者の分散化を図り、専門家の派遣はオンラインによる派遣も可能としています。各市町村の利用ニーズに応じて柔軟に対応を検討していく。	5774
VI	被害者支援のための体制強化	11	①	132	市町村、関係機関への講師派遣	女性サポートセンター	要望に応じて、DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。	0	0	0	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を実施した。官公庁関係:6回 講師派遣:5市、2団体	B	要望に応じて、DV職務関係者の研修、市町村等への講師派遣を積極的にを行い、担当職員の資質向上を支援していく。	要望に応じて、DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。	0
VI	被害者支援のための体制強化	11	①	133	国等で主催する研修への参加	女性サポートセンター	国等で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努める。	0	0	0	国や県、民間支援団体等が実施する研修や連絡会議の場に職員を派遣し、資質向上を図るとともに情報収集を行った。	B	今後も職員の資質向上、情報収集を目的に、研修や連絡会議等に積極的に職員を派遣する。	国等で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努める。	0
VI	被害者支援のための体制強化	11	①	134	市町村家庭教育相談員及び子育てサポーター等への研修	(教)生涯学習課	家庭教育支援員等のための家庭教育研修講座(全18講座の中の1講座)でDV及び児童虐待の現状や相談対応等の研修を行う。	904	830	818	【実施結果】家庭教育支援員等のための家庭教育研修講座(全18講座の中の1講座)でDV及び児童虐待の現状や相談対応等の研修講座を実施した。6月24日実施。延べ48名参加(研修満足度71%) ＜受講者の感想＞ ・DVの実態は根深く、解決にはかなりの努力が必要である問題であると実感しました。一番は、二次災害を受ける子ども達を守りたいと言う思いが募りました。 ・虐待になる要因として、DVがとてつもない。親の不安、辛さを理解できる。話を吐き出せる場所が何より必要。そんな場所になれるよう、頑張りたい。 【事業の効果】講師の経験や具体的な事例をもとにした講話により、受講者がDVの定義や種類について理解を深めることができた。また、DV加害者と被害者の心理的側面やDV被害者への支援の方法等、実践的な内容について学ぶ機会となった。	B	DV被害の低減、未然に予防をしていくために、家庭教育支援が果たすべき役割は何か明らかにしていく視点が大切である。DVの現状や支援の具体的な事例等を把握することで、より受講者のニーズにあった講座にし実践的な内容にしていく必要がある。	家庭教育支援員等のための家庭教育研修講座(全14講座の中の1講座)でDV及び児童虐待の現状や相談対応等の研修を行う。	929
VI	被害者支援のための体制強化	11	②	135	女性サポートセンターの中核的機能の強化	女性サポートセンター	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図る。	330	265	210	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催(課長級1回オンライン開催、担当者級2回対面開催)し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図った。	B	配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催にあたっては、参加機関のニーズを把握しながら、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図る。	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図る。	330
VI	被害者支援のための体制強化	11	②	136	女性サポートセンターの中核的機能の強化	女性サポートセンター	要望に応じて、DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。	0	0	0	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を実施した。官公庁関係:6回 講師派遣:5市、2団体	B	要望に応じて、DV職務関係者の研修、市町村等への講師派遣を積極的にを行い、担当職員の資質向上を支援していく。	要望に応じて、DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。	0
VI	被害者支援のための体制強化	11	②	137	スーパービジョンの実施	男女共同参画センター	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。	378	377	376	外部の専門家を招き、スーパービジョンを年9回実施した。(実施月は、令和6年5月から令和7年2月(8月を除く))	B	外部の専門家によるスーパーバイズを受け、男女共同参画の視点やトラウマケア、女性支援の手法を多角的に考える有意義な機会になっている。引き続き、スーパーバイザーからの助言・指導を受けられるよう体制を維持する。	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を図るため、相談事例の対応方法について外部の専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施する。	378
VI	被害者支援のための体制強化	11	②	138	犯罪被害者等の支援担当者全体のスキルアップ	くらし安全推進課	各機関の連携強化と窓口対応職員のスキルアップのための研修会を開催する。犯罪被害当事者の遺族講演や他機関との意見交換等を取り入れるなど、実践的な内容の研修とする。	508	508	508	「県・市町村相談関係機関職員研修」を開催し、県及び県警、犯罪被害者支援センターによる被害者支援への取り組みを説明し、犯罪被害当事者の遺族講演、事例検討を通じ、窓口対応員のスキルアップを図った。(令和6年5月29日実施)	B	犯罪被害者等が県内のどの市町村に住んでいても同様の支援を受けられるよう、犯罪被害者等支援を目的とした事例に関する情報提供を行うとともに、関係機関の連携の強化及び職員の資質向上に努める。	各機関の連携強化と窓口対応職員のスキルアップのための研修会を開催する。犯罪被害当事者の遺族講演や他機関との意見交換等を取り入れるなど、実践的な内容の研修とする。	508
VI	被害者支援のための体制強化	11	③	139	セルフケアのための環境づくり	児童家庭課(DV対策班)	職員向けのこころの相談室を紹介するなど、相談員が心身のセルフケアを図れるように配慮する。	0	0	0	職員向けの研修において、相談員自身の健康管理、心身のセルフケアについて周知した。	C	今後も職員向けの研修等において、相談員自身の健康管理、心身のセルフケアについて周知していく。	各種会議において、職員向けのこころの相談室を紹介するなど、相談員が心身のセルフケアを図れるように配慮する。	0
VI	被害者支援のための体制強化	11	③	140	スーパービジョンの実施	男女共同参画センター	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。	378	377	376	外部の専門家を招き、スーパービジョンを年9回実施した。(実施月は、令和6年5月から令和7年2月(8月を除く))	B	外部の専門家によるスーパーバイズを受け、男女共同参画の視点やトラウマケア、女性支援の手法を多角的に考える有意義な機会になっている。引き続き、スーパーバイザーからの助言・指導を受けられるよう体制を維持する。	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を図るため、相談事例の対応方法について外部の専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施する。	378

基本目標	施策の方向	施策の内容	施策番号	再掲(親施策コード)	事業名	事業担当課	令和6年度				令和7年度					
							事業の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	決算額(千円)	事業の実施結果・事業の効果	実施結果の自己評価	今後の方向性・検討課題(R4年度-R6年度の実施結果を踏まえて)	事業の実施予定	当初予算額(千円)	
VI	被害者支援のための体制強化	12	①	141	53	女性サポートセンターを中心とした連携体制の強化	女性サポートセンター	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。	330	265	210	県内を6ブロックに分けたDV被害者等支援連絡会議を実施し、地域別に市町村や警察等DV被害者支援を行う機関と情報交換、意見交換の機会を持ち、連携体制の強化を図った。また地域での連絡会議に招へいされた場合には参加し、連携体制の強化を図った。	B	DV被害者等支援連絡会議を実施し、地域別に市町村や警察等DV被害者支援を行う機関と情報交換、意見交換の機会を持ち、さらに連携体制の強化を図る。地域で開催される連絡会議にも積極的に参加する。	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。	330
VI	被害者支援のための体制強化	12	①	142		暴力対策ネットワーク会議	児童家庭課(DV対策班)	令和6年4月施行「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく支援調整会議、令和6年4月施行「改正DV法」協議会の法定化により、新たな会議体を設置し、関係機関・団体との連携強化、情報共有を図る。	0	0	0	令和6年4月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、新たな会議体「千葉県困難な問題を抱える女性支援調整会議」を設置した。代表者会議(年1回・27所属39名が参加)を開催した。家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議については、令和6年度から千葉県困難な問題を抱える女性支援調整会議に集約した。	A	千葉県困難な問題を抱える女性支援調整会議において、関係機関との相互連携により、一層の連携強化を図る。	千葉県困難な問題を抱える女性支援調整会議を通じて関係機関・団体との連携強化、情報共有を図る。	0
							高齢者福祉課		0							
							障害福祉事業課		0							
							女性サポートセンター		0							
VI	被害者支援のための体制強化	12	①	143		事例検討会等の開催	女性サポートセンター	地域の実情に合ったDV被害者支援が行えるよう、具体的事例により検討会を実施する。	0	0	0	県内を6ブロックに分けたDV被害者支援連絡会議を実施し、その中で地域の実情に合ったDV被害者支援が行えるよう、具体的事例の検討を行った。	B	今後も、県内を6ブロックに分けたDV被害者支援連絡会議を実施し、その中で、地域の実情に合ったDV被害者支援が行えるよう、具体的事例の検討を行う。	地域の実情に合ったDV被害者支援が行えるよう、具体的事例により検討会を実施する。	0
VI	被害者支援のための体制強化	12	②	144		県外への円滑な移送・受入に向けた広域的な連携	女性サポートセンター	DV被害者の一時保護に係る広域連携が円滑に進むよう、都道府県域を超えた連携に努める。	0	0	0	DV被害者の状況に応じて、県外から一時保護に係る広域連携の依頼があれば相談を受け、DV被害者の安全を第一に都道府県域を超えた連携に努めた。	B	引き続き広域連携についての相談があれば受け、DV被害者の安全を第一に都道府県域を超えた連携に尽力する。	DV被害者の一時保護に係る広域連携が円滑に進むよう、都道府県域を超えた連携に努める。	0
VI	被害者支援のための体制強化	12	②	145		制度改善に関する国への要望	女性サポートセンター	16都道府県女性支援主管課長及び全国所長会により、内閣府等に対し、国のDV被害者支援対策等に係る要望を行う。	0	0	0	16都道府県女性支援主管課長及び全国所長会において、内閣府等に対し、国のDV被害者支援対策等に係る要望を行った。	B	今後も16都道府県女性支援主管課長及び全国所長会を通じて、内閣府等に対し、国のDV被害者支援対策等に係る要望を行い、DV被害者支援の拡充を目指す。	16都道府県女性支援主管課長及び全国所長会により、内閣府等に対し、国のDV被害者支援対策等に係る要望を行う。	0
VI	被害者支援のための体制強化	12	②	146	133	国等で主催する研修への参加	女性サポートセンター	国等で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努める。	0	0	0	国や県、民間支援団体等が実施する研修や連絡会議の場に職員を派遣し、資質向上を図るとともに情報収集を行った。	B	今後も職員の資質向上、情報収集を目的に、研修や連絡会議等に積極的に職員を派遣する。	国等で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努める。	0
VI	被害者支援のための体制強化	12	③	147		DV被害者支援活動団体連絡会議の開催	女性サポートセンター	児童家庭課が主催するDV被害者支援活動団体連絡会議に出席し、民間団体との連携強化、情報共有を図る。	0	0	0	児童家庭課が主催したDV被害者支援活動団体連絡会議に出席し、民間団体との連携強化、情報共有を図った。(令和6年度:9月26日開催)	B	今後も児童家庭課が主催するDV被害者支援活動団体連絡会議に出席し、民間団体との連携強化、情報共有を図っていく。	児童家庭課が主催するDV被害者支援活動団体連絡会議に出席し、民間団体との連携強化、情報共有を図る。	0
VI	被害者支援のための体制強化	12	③	148		協働によるきめ細やかな支援	女性サポートセンター	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行う。	6880	11542	8836	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を実施した。	B	DV被害者の様々な状況や安全確保、また多岐にわたるニーズに対応可能な特性のある社会福祉施設及び民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行う必要がある。	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行う。ホームページ等により公募を行い、新たな委託先候補の情報収集を行う。	7141
VI	被害者支援のための体制強化	12	③	149		民間支援団体の連携・協同	児童家庭課(DV対策班)	女性支援・DV被害者支援活動を行う民間支援団体と県による「女性支援・DV被害者支援活動団体連絡会議」を開催し、情報共有及び連携を図る。	0	0	0	「女性支援・DV被害者支援活動団体連絡会議」を開催し、県と民間支援団体間で情報共有及び連携強化を図った。(年2回開催)	A	「女性支援・DV被害者支援活動団体連絡会議」を開催し、県と民間支援団体間で情報共有及び連携強化を図りながら、女性支援・DV各種施策を推進していく。	女性支援・DV被害者支援活動を行う民間支援団体と県による「女性支援・DV被害者支援活動団体連絡会議」を開催し、情報共有及び連携を図る。	0
VI	被害者支援のための体制強化	12	③	150		性犯罪・性暴力被害者を総合的に支援する体制の構築	くらし安全推進課	ワンストップ支援センターとして性犯罪・性暴力被害者に対する支援を行っている団体に対し、事業費補助を行うとともに、被害者等のニーズに応じた柔軟な対応や心に寄り添った支援を提供するため、関係機関・団体との連携を強化し、総合的な支援を提供する。	31,500	31,780	28,526	事業費助成を行っているワンストップ支援センターと連携し、性犯罪等被害者に対し医療支援や法律相談等総合的な支援を実施するとともに、千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会及びケース会議、医療従事者連絡会を開催し、関係機関との連携強化に努めた。ワンストップ支援センターの連携医療機関を13病院から14病院に拡充し、支援体制の強化を図った。	B	ワンストップ支援センターに寄せられる性犯罪・性暴力の相談件数は増加傾向にあることから、ワンストップ支援センターの体制・機能面の強化を推進するとともに、相談窓口の広域啓発を強化する。	ワンストップ支援センターとして性犯罪・性暴力被害者に対する支援を行っている団体に対し、事業費補助を行うとともに、女性だけでなく、子ども、男性も相談しやすい等被害者のニーズに応じた柔軟な対応や心に寄り添った支援を提供するため、関係機関・団体との連携を強化し、総合的な支援を提供する。	38,230